

第2章 消防用設備等編

第1 消火器具

- 1 粉末では消火困難な多量の可燃物を貯蔵し又は取り扱う防火対象物に設置する消火器具は、設置本数の約3分の1を水系消火器とすること。★
- 2 政令第13条の規定により水噴霧消火設備等を設置すべき屋上駐車場部分にあつては、消火に適応するものとされる消火器を併せて設置すること。★
- 3 省令第6条第6項の規定により消火器具を配置することが困難な防火対象物又はその部分は、同条の規定により算定される能力単位及び本数を、それぞれの実態に応じて集中配置することができる。
- 4 特定共同住宅において消火器を共用部分に設置した場合は、当該消火器から歩行距離20m以下の範囲の住戸、共用室及び管理人室には、政令第32条の規定を適用し住宅用消火器の設置を要しないことができるものであること。

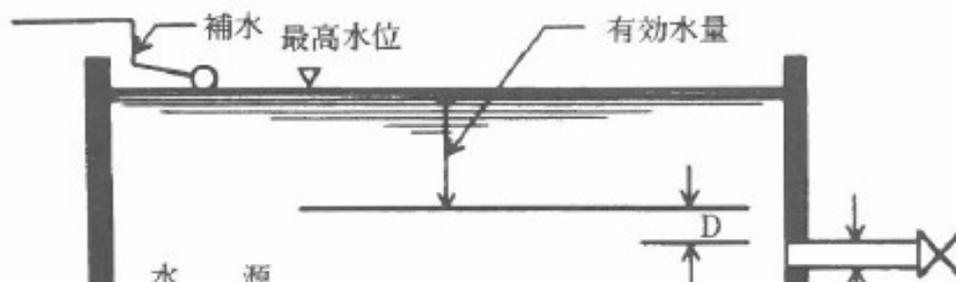
第2 屋内消火栓設備

1 水源

- (1) 水源は、原則として消防用設備等専用（自然水利を除く。）とし、常時必要な水量を確保すること。ただし、確実に常時必要な水量を確保できると判断した場合にあっては、この限りでない。
- (2) 水源（自然水利を除く。）には、減水した場合、自動的に補水できる措置を講ずること★
- (3) 水源として自然水利を用いるものは、砂、泥、ごみ等の異物が混入しないよう、取水部分にろ過装置を設けること。★
- (4) 水源の有効水量は、次のア又はイによること。

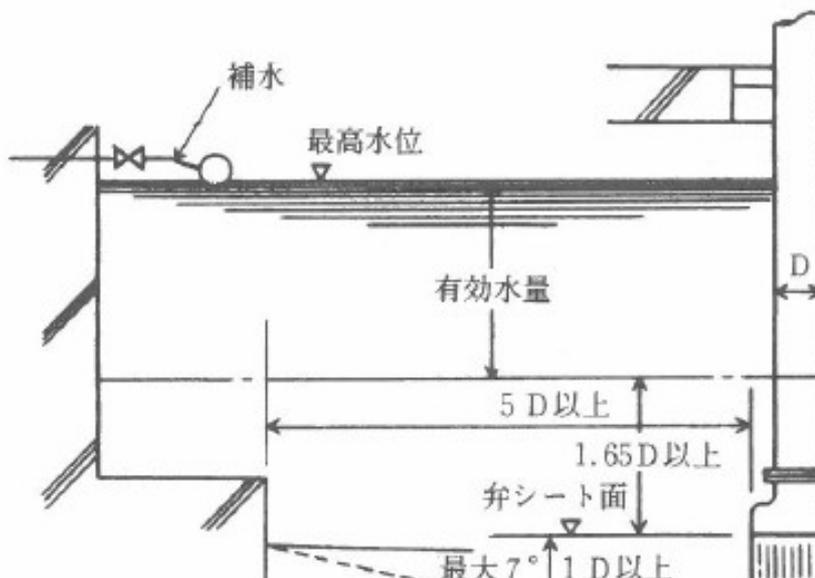
ア 地上式のものにあっては、給水可能な最高水位から給水配管上部に当該配管の直径D以上の高さを除いた水位までの水量とすること。（第1図参照）

ただし、加圧送水装置が最高水位よりも上部に設けられるものにあつては、次のイの例によること。

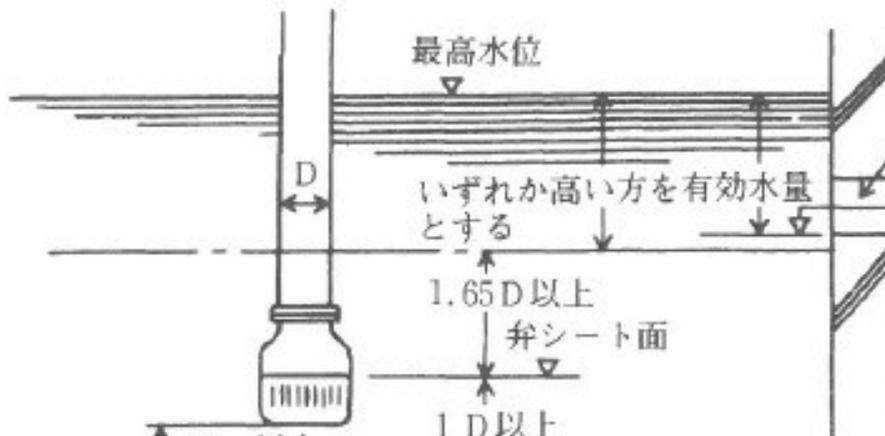


第1図

イ 地下式水槽の場合は、当該給水管の直径をDとしたとき、フート弁の弁シート面より1.65D上部又は連通管の下部の位置のうち、いずれか高い位置から最高水位までの水量とすること。（第2図及び第3図参照）



第2図（サクシオンピットのある場合）



第3図 (サクシオンピットのない場合)

- (5) 加圧送水装置として水中ポンプを用いる場合の有効水量は、最低運転水位以上とすること。
- (6) 他の消火設備と兼用する水源は、それぞれの設備の規定水源水量を加算して得た量以上の量とすること。
- (7) 有効水量の深さは、1 m以上とすること。★
- (8) 2以上の水槽を連通管を通して使用する構造のものにあつては、当該連通管の大きさを、次の式により算出した数値の管内断面積（連通管を2以上設けるものは、その合計値）以上又は直径 100 mm以上のいずれか大きいものとする。なお、連通管の長さは 1.5m以下とする。

$$A = \frac{Q}{0.75\sqrt{2gH}} \approx \frac{Q}{3.32\sqrt{H}} \text{ 又は } D' = 0.62\sqrt{\frac{Q}{H}}$$

Aは、管内断面積 (単位m²)

Dは、管内径 (単位m)

Qは、流量 (単位m³/sec)

gは、重力の加速度 (9.8m/sec²)

- (9) 水槽間に設ける通気管は、連通管の管内断面積の 10分の1以上とし、水面より上部に設けること。また、水槽と外気との間に設ける通気管は 100A (4 B) 以上のものとし、水槽ごとに1以上設けること。
- (10) 水槽は、鉄筋コンクリート、ステンレス鋼板製等耐食性及び耐熱性のあるものとする。ただし、次のいずれかに掲げる場所に設ける場合は、合成樹脂製のものとすることができる。★
 - ア 不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）で区画

され、かつ、開口部に防火戸（外壁に設けるものにあつては不燃材料で造った戸）を設けた専用の室（以下「不燃専用室」という。）

イ 屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上で、不燃材料で区画した場所

ウ 屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上で、当該建築物の外壁及び屋上に設けられた工作物（以下「建築物等」という。）から3 m以上の距離を有する場所、又は水槽から3 m未満の範囲の建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該範囲の建築物等の開口部に防火戸が設けられている場所

なお、不燃材料で造られた塀（水槽の高さ以上のもの）に面する場合はこの限りではない。

エ その他、火災による被害を受けるおそれがないよう、特に有効な措置を講じた場所

2 加圧送水装置

(1) 加圧送水装置は、認定品又は加圧送水装置の基準（平成9年消防庁告示第8号。以下「告示8号」という。）に適合すると認められるものとする。こと。（以下「加圧送水装置」について同じ。）

(2) 加圧送水装置は、凍結のおそれがなく（防護措置を含む。）、かつ、点検に便利な場所に設けるほか、次のいずれかに掲げる場所に設けること。

ア 不燃材料で区画した加圧送水装置等（ポンプ、電動機と制御盤、呼水装置、水温上昇防止用逃し装置、ポンプ性能試験装置、起動用水圧開閉装置及びその付属機器をいう。以下同じ。）の専用室

なお、専用室には飲料、雑排水等に用いる加圧送水装置等を併置することができる。

イ 屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上（不燃材料で造った外箱に覆われ、建築物等から3 m未満の範囲にある換気口に防火設備が設けられたキュービクル式加圧送水装置に限る。）

ウ 1(10)イ又はエに掲げる場所

(3) 加圧送水装置等は屋内消火栓設備専用とすること。ただし、ポンプを用いる加圧送水装置であつて、屋外消火栓設備を同時に使用した場合に、屋外消火栓設備の性能に支障が生じないように次のとおり設置した場合は屋外消火栓設備のポンプと兼用することができる。

ア 吐出量は合算したものであること。

イ 全揚程は屋内消火栓設備と屋外消火栓設備のうちいずれか大きい方の値以上とすること。なお、この場合の配管の摩擦損失水頭圧の算定に用いる流量については、屋内消火栓設備と屋外消火栓設備を同時に使用した場合における流量を用いること。

- ウ 水源は1(6) によること。
- (4) ポンプ性能試験装置の二次側配管は、水槽に還流する等有効に排水できること。
- (5) 地上式の加圧送水装置は、次によること。
- ア 加圧送水装置は、堅固で水平な床面等に取り付けること。
- イ 加圧送水装置は、基礎ボルトで床面等に固定し、振動等により、ずれ等を生じないものであること。
- ウ ポンプの吸水管及び吐出管等には、振動等を吸収するための金属製の可撓管継手を設けること。ただし、ポンプと同一の架台に設けられた呼水槽等へ接続する管については、この限りでない。
- エ 可撓管継手は、認定品とすること。
- オ ポンプ周辺の配管は、サポート等で固定すること。
- (6) 水中ポンプは、次に定めるところにより設置されていること。
- ア 地上部には、点検用スペースが確保されているとともに、ポンプの整備又は点検のための引揚げ措置が講じられていること。
- イ 水中ポンプは、点検のため、ふたの真下に設けること。
- ウ 水中ポンプは、水槽の底面から5 cm以上の位置に設けること。この場合において、水槽の壁面から当該ポンプまでの距離は、当該ポンプの外径の2倍以上とすること。
- エ 水中ポンプの吐出側配管には、逆止弁、仕切弁及び連成計を設け、かつ、当該ポンプ吐出口から逆止弁に至る配管の最頂部には、自動空気抜き弁を設けること。
- オ ポンプ駆動用電動機の配線で水槽内の配線は、耐食性、耐水性及び絶縁性の十分あるものとする。
- カ 制御盤は第一種制御盤を除き不燃専用室に設けること。
- (7) 加圧送水装置等が設置されている場所は、当該機器の点検ができるスペース、照明、非常用照明装置及び排水等を確保すること。

3 呼水装置

- (1) 呼水装置は、加圧送水装置の一部として認定されたもの又は告示8号に適合すると認められるものとする。
- (2) 減水警報装置は、フロートスイッチ又は電極とし、呼水槽の貯水量が2分の1に減ずるまでに、防災センター等に音響により警報を発するものであること。

4 配管等

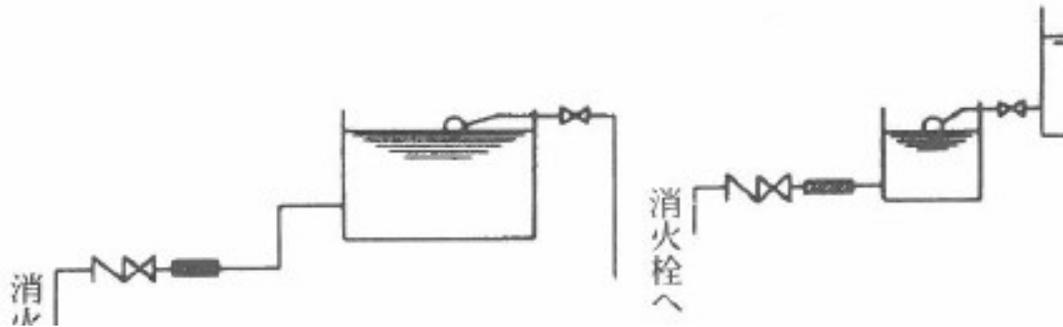
- (1) 配管は専用とすること。ただし、2(3) ただし書きにより加圧送水装置を兼用する場合

については、配管も兼用することができる。

(2) 配管は、ステンレス製鋼板若しくは繊維強化プラスチック製の高架水槽若しくは補助高架水槽（以下「高架水槽等」という。）に連結するか、又は起動用圧力タンク等により常時充水すること。

(3) 高架水槽等と配管の間には仕切弁、逆止弁及び可撓管継手を設けること。

なお、高架水槽等への接続配管及び可撓管継手は他の消防用設備等との配管と兼用（仕切弁、逆止弁を除く。）することができる。（第4図参照）



第4図

(4) 高架水槽等へ連結する配管（補水するための配管を除く。）の配管径は、25A以上とすること。

(5) 専用的高架水槽等を設ける場合の容量は、0.2 m³以上とし、常時補水ができるものであること。ただし、複数の消火設備等を設ける場合にあっても水量の加算は要しないものとする。

(6) 直接外気に面する屋外配管等その設置場所によって凍結するおそれがある配管には、凍結防止の措置を講ずること。

(7) 地中埋設する配管は、次のアからエまでのいずれかの方法により、有効な防食措置を講ずること。

ア 配管が目視できるU字溝又は配管ピット等により布設する方法

イ 防食被覆（アスファルトテープ等）を施す方法

ウ 外面被覆鋼管又は合成樹脂管（認定品又は「合成樹脂製の管及び管継手の基準」（平成13年消防庁告示第19号）に適合すると認められるものに限る。）を用いる方法

エ その他ア、イ又はウと同等以上の防食方法

(8) 配管には、排水弁を設け、管内の排水ができるようにすること。ただし、消火栓開閉弁等から有効に排水ができるものにあつては、この限りでない。

(9) 配管、管継手及びバルブ類の材質は、省令第12条第1項第6号ニ、ホ及びトによること。

(10) 配管には、空気だまりが生じないような措置を講ずること。

- (11) 配管は、専用支持金具にて堅固に固定されていること。
- (12) 建築物の接続部等で、地震による曲げ又はせん断力を生ずるおそれのある部分の配管施工は、極力行わないこと。ただし、建築物の構造、形態等から、これらの部分を貫通する場合は、可撓管継手等を設け、配管の保護を施すこと。
- (13) フート弁は、ろ過装置を有するもので、ステンレスワイヤ等で手動により容易に開閉できる構造のものとする。また、地上に設ける方式の場合は、落水した際に、その異常を防災センター等に音響により警報を発する等の措置をすること。
- (14) 屋上又は最遠部には、試験用テスト弁を設け、その直近の見やすい箇所にテスト弁である旨を表示すること。ただし、最上階等の消火栓より放水試験ができる場合は、この限りでない。
- (15) 補助ポンプ(主ポンプの補助用として設けるポンプをいう。)を設ける場合の接続配管は、屋内消火栓設備の主配管と可撓管継手等で接続すること。
- (16) 補助ポンプには、屋内消火栓設備の機能に支障を及ぼさないよう仕切弁及び逆止弁を設けること。
- (17) 補助ポンプの電源については、加圧送水装置の電源から分岐してとらないこと。
- (18) 配管に設ける止水弁には、開閉方向、常時開又は常時閉の表示を、逆止弁にはその流水方向を見やすい位置に表示すること。
- (19) 加圧送水装置の吐出側直近部分の配管には、その表面の見やすい箇所に屋内消火栓設備用である旨を表示すること。

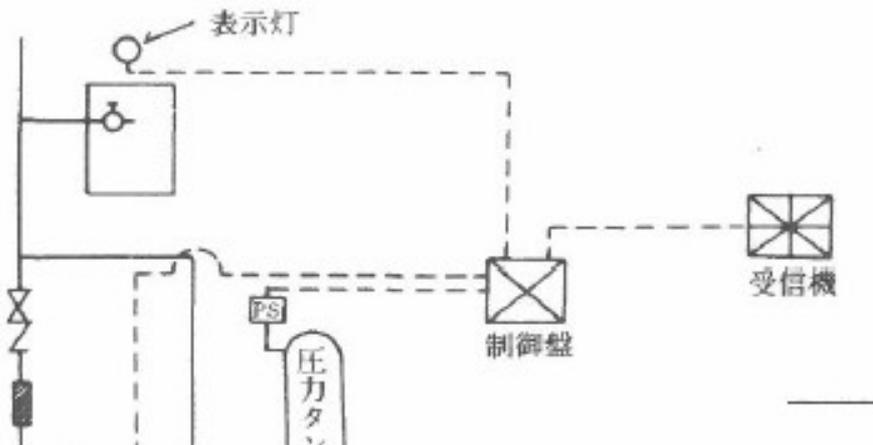
5 起動装置

- (1) 押ボタン式の遠隔操作部は、保護カバーが取り付けられていること。ただし、消火栓箱内に設けられたものにあつては、この限りでない。
- (2) ポンプが作動した旨を遠隔操作部で表示(灯火又は灯火の点滅等)するとともに、防災センター等へ移報すること。
- (3) 雨水等の浸入するおそれのある場所に設けるものにあつては、有効な防護措置を講ずること。
- (4) 自動火災報知設備の発信機と遠隔操作部が兼用されている場合は、発信機に消火栓連動である旨の表示をすること。
- (5) 起動装置として起動用水圧開閉装置を用いる場合は、屋内消火栓開閉弁を開放することにより起動し、停止は制御盤における直接操作によるものであること
- (6) 起動用水圧開閉装置は、加圧送水装置の一部として認定されたもの又は告示8号に適合すると認められるもののほか、次によること。

ア 設置場所は、2(2) に準ずること。

イ 起動用圧力タンクの起動設定圧力は、ノズルにおける放水圧力が最も低くなると予想される部分において1号消火栓（易操作性1号消火栓を含む。）及び広範囲型2号消火栓は0.17MPa、2号消火栓（広範囲型2号消火栓を除く。）は0.25MPaとなる前に起動する値とすること。

ウ 取り付け方法は、第5図に準ずること。



第5図

6 屋内消火栓箱等（1号消火栓）

(1) 筒先は、認定品とし、原則として噴霧切替式のものとする。★

(2) ホースは、次によること。

ア ホースは、15m 以上のものを2本接続し、屋内消火栓から水平距離 25m 以内にある防火対象物の部分に有効に注水することができること。

イ ホースは、消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第22号）の呼称 40 又は 50 に係る規定に適合したものであること。

ウ ホースの両端には、消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第23号）の規定に適合した呼称 40 又は 50 の差込式結合金具を取り付けたものであること。

エ ホースはその先端に筒先を取り付け、かつ、ホース接続口に接続した状態で屋内消火栓箱に収納されていること。

(3) 消火栓開閉弁は、次によること。

ア 消火栓開閉弁は、認定品又は告示2号に適合すると認められるものを使用すること。

イ ハンドルは、当該弁を容易に開閉できるように設けること。

(4) 屋内消火栓箱は、次によること。

ア 屋内消火栓箱は、容易に視認できる共用部分で、かつ、最終避難が可能な避難口及び

階段付近等に設けるのが望ましいものであること。★

イ 大きさは、収納された消火栓開閉弁の操作及びホースの使用に際し、ホースのねじれ、折れ、ひっかかりその他の障害を生じない大きさとする。

ウ 使用時に漏れた水を下部から排水することができる排水口等が設けられていること。

エ 扉は、難燃材料で容易に開放できるものとし、その開放角は 150° 以上であること。ただし、防火対象物の角部等に設けるもので、ホースの延長に支障とならないものにあつては、開放角を 90° 以上とすることができる。★

オ 屋内消火栓箱本体の材質は、厚さ 1.6 mm以上の鋼製又は同等の性能を有するものとする。★

(5) 表示

ア 屋内消火栓の扉表面には、容易に識別できるように「消火栓」と表示すること。なお、当該文字の大きさは 5 cm²以上とすること。★

イ 屋内消火栓箱の上部（消火栓箱の前面上端部を含む。）で 2.0 m以下の範囲に赤色の位置表示灯を省令第 12 条第 1 項第 3 号ロにより設けること。なお、屋内消火栓箱を天井に設ける場合の位置表示灯は、省令第 12 条第 1 項第 3 号ハ(イ)により設けること。

ウ 連結送水管の放水口を屋内消火栓箱に併置するものにあつては、「消火栓」の表示の下部にアに準じて「放水口」と表示すること。

7 屋内消火栓箱等（易操作性 1 号消火栓、2 号消火栓又は広範囲型 2 号消火栓）

(1) 屋内消火栓箱

屋内消火栓箱の設置位置については 6(4) アによること。

(2) 構造等

日本消防検定協会の認定品とすること。

(3) ホース

ホース接続口からの水平距離が 25m（2 号消火栓にあつては 15m）の範囲内の各部分に有効に放水することができる長さとする。

(4) 表示

表示は 6(5) によること

8 その他

この基準に定めるもののほか、屋内消火栓設備の設置については、屋内消火栓設備等の設計・工事基準書（一般社団法人日本消火装置工業会）を参考にすること。

9 パッケージ型消火設備

屋内消火栓設備に替えて用いることができるパッケージ型消火設備については、以下の省令、告示及び指導基準に従い設置すること。

- (1) 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成16年総務省令第92号）
- (2) パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成16年消防告示第12号）
- (3) パッケージ型消火設備の設置位置については6(4)アによること。
- (4) パッケージ型消火設備の表示灯には非常電源を設置すること。

第3 スプリンクラー設備

1 水源

第2 屋内消火栓設備 1 ((5)を除く。)に準ずること。

2 加圧送水装置

第2 屋内消火栓設備 2 ((3)、(6)を除く。)に準ずるほか、加圧送水装置はスプリンクラー設備専用とすること。

3 呼水装置

第2 屋内消火栓設備 3に準ずること。

4 配管

屋内消火栓設備 4 ((19)を除く。)に準ずるほか、次によること。

(1) 立上り配管口径は、次表に定める口径以上とすること。

ア 標準型ヘッド、開放型スプリンクラーヘッド及び側壁型ヘッド

同時開放個数	8 個以下	1 5 個以下	2 9 個以下	3 0 個以上
立上り配管口径	6 5 A	1 0 0 A	1 2 5 A	1 5 0 A

イ 小区画型ヘッド

同時開放個数	4 個	8 個以上
立上り配管口径	5 0 A	6 5 A

(2) 配管口径は、設けられるヘッド数の合計数に応じ次表に定める口径以上とすること。ただし、配管口径が立上り配管口径を超える部分にあっては、当該部分の配管口径を立上り配管口径以下とすることができる。

ア 標準型ヘッド、開放型スプリンクラーヘッド及び側壁型ヘッド

ヘッド数	2 以下	3 以下	5 以下	1 0 以下	2 0 以下	2 1 以上
配管口径	2 5 A	3 2 A	4 0 A	5 0 A	6 5 A	8 0 A

イ 小区画型ヘッド

ヘッド数	3 以下	4 以下	8 以下	9 以上
------	------	------	------	------

配管口径	25A	32A	40A	50A
------	-----	-----	-----	-----

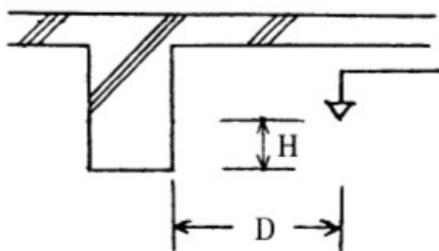
- (3) 送水口のホース接続口の結合金具は、双口形で呼称65の差込式の受け口とすること。
- (4) 送水口の受け口には、容易に破壊できる保護板又は呼称65の差込式の差し口蓋（覆冠）等を設けること。★
- (5) 送水口の設置場所は、防火対象物の主たる出入口付近で、道路から容易に識別することができ、消防ポンプ自動車から有効に送水可能な場所とすること。★
- (6) 送水口直近の配管には、逆止弁及び仕切弁を容易に操作できる場所に設けること。★
- (7) 送水口は、必要とされる加圧送水装置の定格吐出量を1,600L/minで除した個数以上を設けること。なお、小数点以下の数値を含むものにあつては、小数点以下を切り上げ整数とすること。★
- (8) 立上り管が2系統以上となる場合は、2以上の送水口を相離れた場所に設け、それぞれの立上り管の低層部で立上り管の配管口径と同等以上の横引き管で接続すること。★
- (9) 加圧送水装置の吐出側直近部分の配管には、その表面の見やすい箇所にスプリンクラー設備用である旨の表示をすること。★

5 閉鎖型スプリンクラーヘッド

(1) 標準型ヘッド

ア 標準型ヘッドのデフレクターと天井との距離は0.3m以下とすること。なお、0.3mを超えて設けなければならない場合は、標準型ヘッドに代えて日本消防検定協会において特定機器評価を受けた感熱開放継手（火災の感知と同時に内蔵する弁体を開放する継手をいう。以下同じ。）及び開放型スプリンクラーヘッドを設けること。

イ デフレクター周囲の放射空間に、梁等がある場合は次表により設けること。

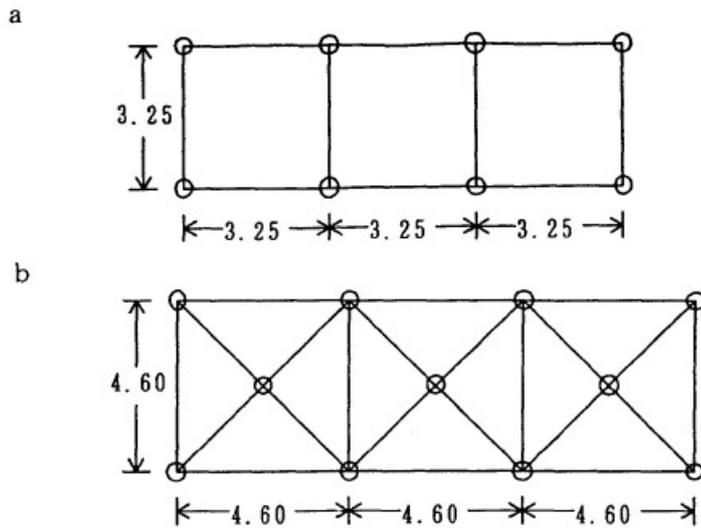


D (cm)	H (cm)
75未満	0
75以上	10未満
100以上	15未満
150以上	30未満

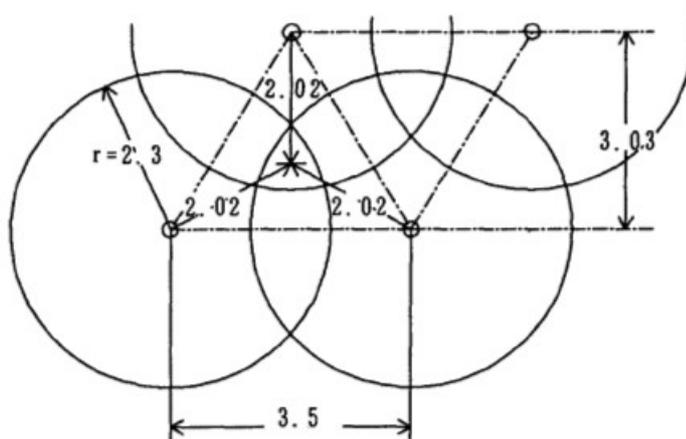
ウ 標準型ヘッドの設置間隔

各部分からの水平距離2.3mで配置する場合を示す。

(ア) 正方形に配置する場合

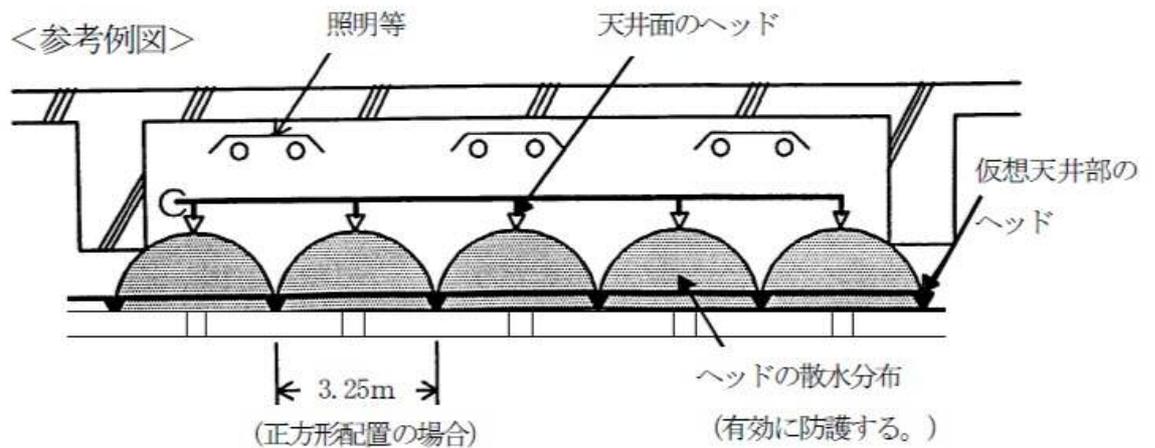


(i) 千鳥形に配置する場合



エ 仮想天井がある場合

天井がルーバー形式又はつり天井等（以下「仮想天井」という。）で、ふところが0.3 m以上となる場合は、天井面のほか仮想天井部にもヘッドを設けること。なお、天井面に設けるヘッドは仮想天井面を有効に散水できるように配置すること。



ただし、次の(ア)又は(イ)に該当する場合は、これによらないことができる。

(ア) 天井面のヘッドを省略できるもの

- a 仮想天井は、下地を含め不燃材料で構成されていること。
- b 仮想天井のふところには、可燃物（電気配線及び器具を除く。）が用いられていないこと。
- c 天井部に感熱開放継手を設け、仮想天井部に開放型スプリンクラーヘッドを設けること。

(イ) 仮想天井部のヘッドが省略できるもの

- a 仮想天井に用いる部材は、厚さ3cm以下で、高さ10cm以下であること。
- b 開放部（構成部材相互の空間をいう。）の合計面積が当該仮想天井部で70%以上であること。
- c 天井面に設けられたヘッドのデフレクターと仮想天井の間に0.45m以上の空間があること。
- d ヘッドは、仮想天井面を有効に散水できるよう配置すること。

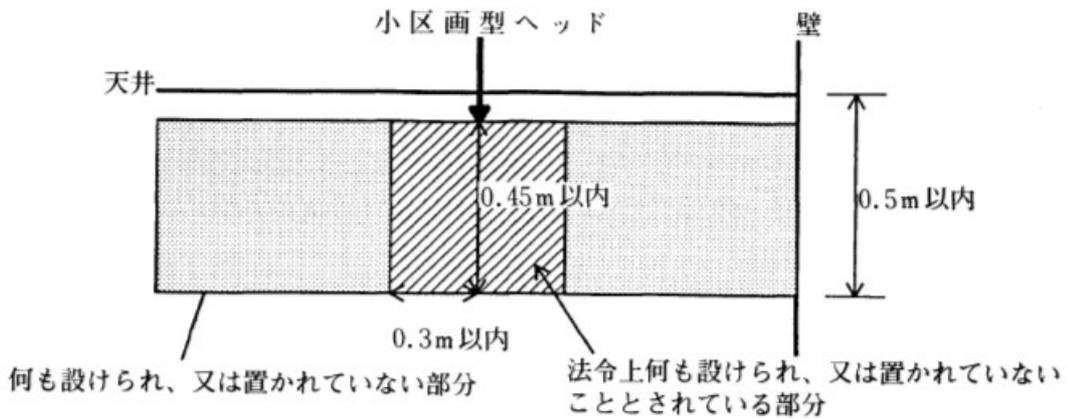
(2) 小区画型ヘッド

ア 令別表第一(5)、(6)項に掲げる防火対象物のうち、宿泊室等（宿泊室、病室、談話室、娛樂室、居間、寢室、教養室、休憩室、面会室、休養室等。以下同じ。）に該当する部分に設けること。

イ 天井の各部分から一のヘッドまでの水平距離が2.6m以下で、かつ、一のヘッドにより防護される部分の面積が13㎡以下となるように設けること。また、一の宿泊室等に二以上のヘッドを設ける場合には、ヘッド相互の設置間隔が3m以下とならないように設置すること。

ウ デフレクターから下方0.45m以内で、かつ、水平方向の壁面までの範囲には、何も

設けられ又は置かれていないこと。

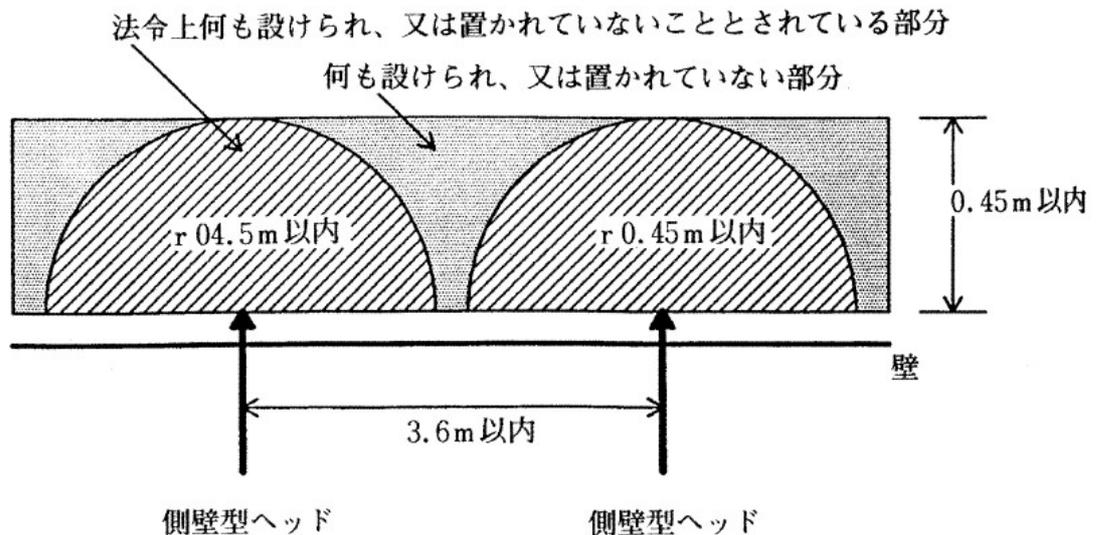


(3) 側壁型ヘッド

ア 令別表第一(5)、(6)項に掲げる防火対象物のうち、宿泊室等及び廊下、通路その他これらに類する部分（廊下、通路、フロント、ロビー等）に該当する部分に設けること。

イ 床面の各部分が一のヘッドにより防護される床面の部分（ヘッドを取り付ける面の水平方向の両側にそれぞれ1.8m以内、かつ、前方3.6m以内となる範囲を水平投影した床面の部分をいう。）に包含されるように設けること。

ウ デフレクターから下方0.45m以内で、かつ、水平方向0.45m以内には、何も設けられ又は置かれていないこととされているが、そのうち水平方向については次の例によること。



(4) 種別の異なる閉鎖型スプリンクラーヘッドは、同一階の同一区画（防火区画された部分又はたれ壁で区切られた部分等であって、当該部分における火災発生時において当該部分に設置されている閉鎖型スプリンクラーヘッドが同時に作動すると想定される部分をいう。）内に設けないこと。

ただし、放水量と感度の種別が同じ閉鎖型スプリンクラーヘッドにあっては、この限り

でない。★

- (5) 建基令第112条に定める防火区画にシャッターが設置される場合は、シャッターに配慮したヘッド配置とすること。★

6 舞台部の開放型スプリンクラーヘッド

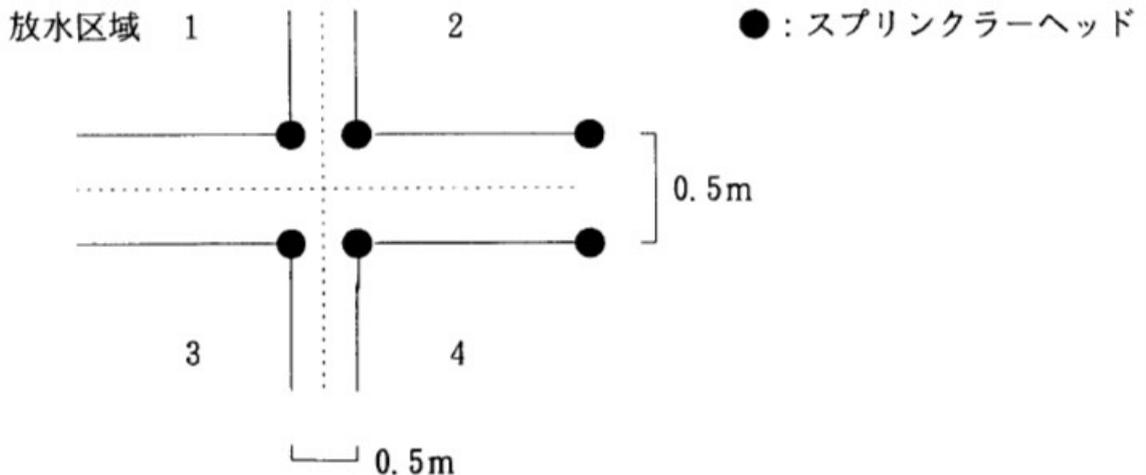
(1) 放水区域

放水区域は、規則第14条第1項第2号によるほか、次によること。

- ア 一の放水区域に設けるヘッド数は、30個以上とすること。ただし、当該舞台部に設けるヘッド数が30個未満のときは、当該設置個数を一放水区域とすることができる。

★

- イ 放水区域が二以上となる場合は、隣接する放水区域の相対するヘッドの間隔は0.5m以下とすること。



(2) 手動式開放弁

- ア 容易に操作でき、かつ、放水区域の見通しがきく箇所に設けること。
イ 放水区域ごとに相離れた位置に二以上設け、いずれの弁を操作しても放水できること。
ウ 手動式開放弁の設置場所付近には、非常用照明装置を設けること。★

(3) ヘッド★

- ア ヘッドを配管の上部に上向きに取り付けるときは、じんあい等が集積しないよう保護装置を設けること。
イ 床面から天井面までの高さが5m未満の場合は、標準型ヘッドとすることができるものとする。
ウ イにより標準型ヘッドを設ける場合の加圧送水装置の能力は、同時開放個数30個に準じて設定すること。

- (4) 舞台上部に可動式の反響板を設ける場合は、手動式開放弁の付近に、すみやかに反響板

を散水に支障のない位置まで移動させる装置を設けること。★

(5) 舞台部と客席部の間にドレンチャー設備が設けられる場合は、必要水量を加算すること。

7 放水型ヘッド等

(1) 放水型ヘッド等は、「放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目」（平成8年消防庁告示第6号）により設けること。

(2) 放水型ヘッド等が必要とされる高天井の部分に該当するかは、次によること。

ア 床面から天井までの高さは、次によること。

(ア) 天井のない場合については、床面から屋根の下面までの高さ

(イ) 防火対象物の部分が高天井の部分に該当するか否かについては、当該防火対象物内の同一の空間として高さの異なる部分がある場合は、天井までの平均高さではなく、個々の部分ごとの床面から天井までの高さにより高天井の部分とすること。

(ウ) 天井が開閉する部分については、当該天井が閉鎖された状態における床面からの高さ

イ 次のいずれかに該当する部分については、高天井の部分に該当しないものとする。

(ア) 階段又はエスカレーターの付近に設けられる小規模な吹抜け状の部分（概ね50㎡未満）

(イ) 天井又は小屋裏が傾斜を有するものである等の理由により、床面から天井までの高さが、局所的に高天井の部分になる場合

(3) 評価について

放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備は、認定品とし、付帯条件を満足するよう設置すること。★

8 流水検知装置及び自動警報装置

(1) 流水検知装置の一次側直近には、制御弁を設けること。★

(2) 流水検知装置は、階段又は非常用エレベーター乗降ロビー等の直近で点検に際し、人が容易に出入りできる場所に設けること。★

(3) 流水検知装置は、火災等の被害を受けるおそれが少ない不燃材料で区画した専用室又は配管室（各階ごとに床打されていること。）等に設けること。★

なお、点検用の開口部は、廊下等の共用部分に面した場所に設けることとし、当該開口部に設ける扉は、施錠できない構造のものとすること。ただし、容易に解錠できる透明プラスチックカバー付き非常解錠方式等の構造のものとする場合にあってはこの限りでない。★

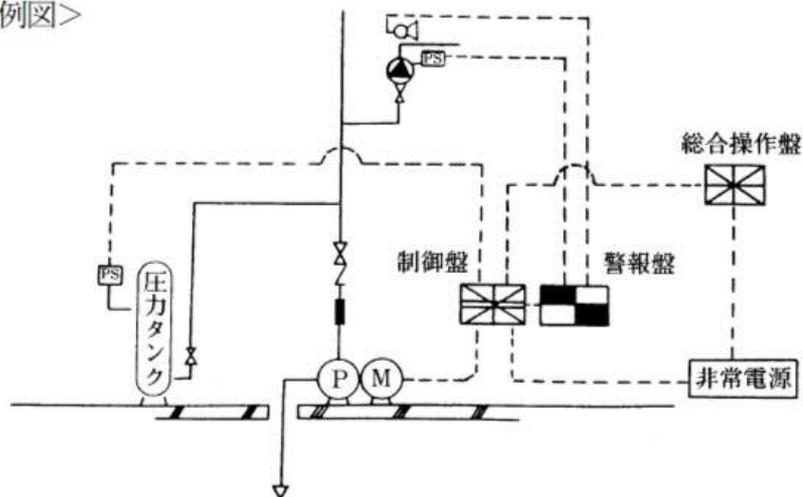
(4) 流水検知装置の自動警報装置（サイレン又はゴングに限る。）は、自動火災報知設備が

設けられている場合、流水検知装置の近くに一箇所設ければ足りるものとする。ただし、自動火災報知設備が設けられていない場合は、規則第24条第5号ニに準じ水平距離が25m以下となるよう自動警報装置を設けること。

- (5) 規則第14条第1項第4号ニに定める表示装置は、非常電源容量を30分以上保有すること。
- (6) 流水検知装置の操作ハンドルは、人が容易に触れないような措置を施すこと。★
- (7) 表示装置の表示窓は、流水検知装置ごとに設けること。
- (8) 一の流水検知装置が受け持つことができる警戒区域は、3,000㎡以下とし、原則として二以上の階にわたらないこと。★
- (9) 流水検知装置が設けられている場所には、非常用照明装置を設けること。★
- (10) 一の流水検知装置が受け持つ警戒区域に放水量の異なる種別のスプリンクラーヘッド又は補助散水栓が設けられている場合の流水検知装置の検知流量定数は、次の表によること。

同一階の配管系の組み合わせ	検知流量定数の区分		
	50	60	50・60併用
標準型ヘッド（小区画型ヘッドを除く。）及び補助散水栓		○	○
側壁型ヘッド及び補助散水栓		○	○
標準型ヘッド（小区画型ヘッドを除く。）及び小区画型ヘッド	○		○
側壁型ヘッド及び小区画型ヘッド	○		○
小区画型ヘッド及び補助散水栓			○

<参考例図>



- (11) 自動警報装置の受信部は加圧送水装置等の設置部分に設け、防災センター等にスプリンクラー設備が作動した階又は放水区域を表示すること。★

9 試験装置

- (1) 末端試験弁は、容易に点検できる場所に設けること。★

- (2) 末端試験弁は、みだりに開放することができない措置を施すとともに、排水措置を講ずること。★
- (3) 排水に専用の配管を用いる場合は、末端試験弁の配管の口径の2倍以上を有し、かつ、排水ます等へ有効に排水できること。★
- (4) 開放型スプリンクラーヘッド等を設け一斉開放弁又は選択弁を設ける場合は、ヘッドから散水することなく一斉開放弁等の試験ができる弁及び排水管を設けること。★
- (5) 屋上等の最遠部には、仮設等を設けることにより、同時放射試験ができる措置を講ずること。★
- (6) 同一階の配管系に放水量の異なるスプリンクラーヘッド又は補助散水栓が設けられる場合の当該配管の末端試験弁は、当該流水検知装置の検知流量定数に相当する放水性能を有するオリフィス等の試験用放水口を設けること。

1 0 起動装置

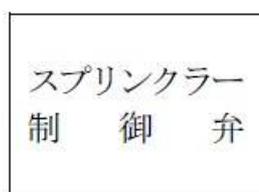
加圧送水装置の自動起動装置は、スプリンクラーヘッド（放水型ヘッド等を除く。以下11において同じ。）の開放、補助散水栓の開放弁の開放又は火災感知装置（開放型スプリンクラーヘッドを用いる場合の手動開放弁を含む。）の作動により、起動用水圧開閉装置（圧力タンク）及び流水検知装置（自動警報弁）のいずれかからの信号においても起動（最も条件の悪いスプリンクラーヘッドにおける放水圧力が0.1MPa以下若しくは、最も条件の悪い補助散水栓のノズル放水圧力が0.25MPa以下となる前に起動すること。）するものであり、その停止は制御盤における直接操作によること。

ただし、起動用水圧開閉装置の起動の場合の停止は、実態により直接操作によらないことができる。★

1 1 表示

- (1) 流水検知装置の直近には、次の表示を設けること。★

ア



大きさ 10cm×30cm以上
 文字 3cm平方以上
 色 生地：赤色 文字：白色

イ 表示は、3m以上離れた位置から確認できる場所に設けること。

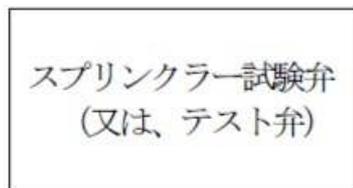
ウ 一の階に警戒区域が2以上となる場合は、流水検知装置の受け持つ区域図を表示すること。

オ 配管室、専用室等内に流水検知装置を設ける場合は、当該扉又は点検口前面等にもアの表示を設けること。

カ 防火対象物の形態により、流水検知装置の位置が分かりにくい場合は、各流水検知装置の位置を記載した各階平面図を、自動火災報知設備の受信機付近に付置すること。

(2) 末端試験弁

ア 末端試験弁の直近には、次の表示を設けること。★



大きさ 10cm×30cm以上
文字 3cm平方以上
色 生地：赤色 文字：白色

イ 配管室、専用室等内に末端試験弁を設ける場合は、当該扉又は点検口前面等に前記アの表示を設けること。★

(3) 開放型スプリンクラーヘッドの手動弁

ア 手動式開放弁が受け持つ放水区域図（20cm平方以上）を表示すること。★

イ 各手動式開放弁については、それぞれ受け持つ放水区域が分かるよう表示板を設けるか、手動式開放弁の色分け等を施すこと。★

(4) 送水口には、「送水口（スプリンクラー専用）」及び適正送水圧力値の表示をすること。

なお、高層用又は低層用の送水口については、「高層用〇階～〇階」又は「低層用〇階～〇階」等を併せて表示すること。★

1.2 乾式又は予作動式スプリンクラー設備

(1) 設置場所

ア 乾式流水検知装置が設けられているスプリンクラー設備（以下「乾式スプリンクラー設備」という。）は、スプリンクラー設備の配管等の凍結による被害の生ずるおそれがある場所に設置するものとする。★

イ 予作動式流水検知装置が設けられているスプリンクラー設備（以下「予作動式スプリンクラー設備」という。）は、ア及び宝石、毛皮、貴金属等を展示し又は販売する室等の万一誤って放水した場合に、特に著しい水損が生ずるおそれがある場所に設置するものとする。★

(2) 加圧装置

ア 加圧装置には、専用のコンプレッサーを用いる方式とすること。★

イ 加圧装置の能力は、乾式又は予作動式流水検知装置の二次側配管の圧力設定値まで

加圧するのに要する時間は30分以内であること。★

ウ 加圧装置の配管は、規則第14条第1項第10号に準じて設けること。★

エ 加圧装置は、常用電源回路を専用とし、かつ、他の動力回路の故障により影響を受けるおそれがないこと。

オ 加圧装置は、容易に点検できる場所に設置すること。★

(3) 減圧警報装置

ア 加圧装置が運転不能となった場合又は加圧装置の圧力が当該規定圧力以下に低下した場合に警報を発すること。

イ 減圧警報装置は、防災センター等に警報及び表示ができるものであること。★

(4) 感知部

ア 感知部は、当該スプリンクラー設備専用の感知器とすること。★

イ 予作動式スプリンクラー設備に用いる感知部の種類は、自動火災報知設備の感知器のうちスプリンクラーヘッドの表示温度より低い温度で感知する定温式又は差動式の感知器とすること。★

ウ 感知器の設置は、規則第23条及び第24条に準ずること。

エ 感知器が断線した場合に警報を発するものとし、警報装置は防災センター等に警報及び表示ができるものであること。

(5) 配管

ア 乾式又は予作動式の流水検知装置の二次側配管には、当該装置の作動試験に要する弁及び排水管を設けること。★

イ 流水検知装置の二次側配管容積は、表-1によること。★

表-1

流水検知装置の配管内径 (ミリメートル)	二次側の配管容積 (リットル以下)
50	70
65	200
80	400
100	750
125	1,200
150	2,800
200	2,800

ウ 管及び管継手の材質及び防食措置は、規則第14条第1項第10号（ロ及びハを除く。）によること。

エ 配管10mにつき4cm以上の勾配をつけること。★

オ 配管には有効に排水できる排水弁を設けること。★

(6) スプリンクラーヘッド

規則第13条の2第4項第1号トについて、上向きヘッドと同等の排水措置を講じたときは、下向きヘッドを使用することができること。

(7) その他

ア 乾式及び予作動式の流水検知装置の一次側配管が凍結のおそれのある場所に設置される場合は、凍結防止の措置を行うこと。★

イ 二次側に加圧しない方式の予作動式の流水検知装置は、逆止弁を設け、当該逆止弁以降を(2)に準じて加圧すること。★

ウ 乾式若しくは予作動式又は「流水検知装置の技術上の基準の規格を定める省令」(昭和58年自治省令第2号)第12条の規定により基準の特例を受けた流水検知装置を用いるスプリンクラー設備を設置する場合は、事前に予防課長と協議すること。

★

1.3 配線等

予作動式の制御盤等から電磁弁までの配線は耐熱措置を講ずるとともに、予作動式の制御盤及び電磁弁には非常電源を附置するものとし、全ての電源が遮断された場合でも予作動弁が開放を維持すること。

1.4 補助散水栓

(1) 構造及びホース等

第2屋内消火栓設備7(1)及び(2)に準ずるほか、ホースは、接続口からの水平距離が15mの範囲内の当該階の各部分に有効に放水することができる長さとする。

(2) 起動装置

10 起動装置の規定によること。

(3) 配管

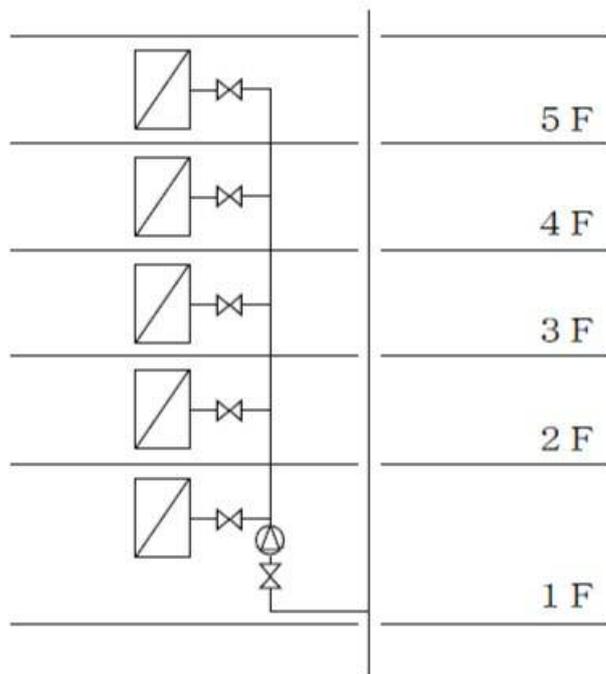
ア 4 配管の規定によるほか、補助散水栓への立上り管は32A以上のものとする。

イ 補助散水栓の配管は、各階の流水検知装置の二次側配管から分岐設置すること。ただし、スプリンクラーヘッドを設けない階に補助散水栓を設置する場合で、次による場合は、5階層以下を一の流水検知装置から分岐することができる。(次図参照)

(イ) 地上と地下部分を別系統とすること。

(イ) 補助散水栓で警戒する部分は、自動火災報知設備により有効に警戒されていること。

(ウ) 補助散水栓の一次側には階ごとに仕切弁を設置すること。



ウ 乾式又は予作動式の流水検知装置を用いるスプリンクラー設備に補助散水栓を設ける場合は、流水検知装置の二次側から配管を分岐しないこと。

(4) 減圧措置

補助散水栓はノズルの先端における放水圧力が0.7 MPa を超えないための措置を講じること。★

(5) 表示

表示は、第2屋内消火栓設備6(5)ア及びイに準ずること。なお、補助散水栓箱の扉表面の表示については、「消火用散水栓」とすることができる。

1.5 特定施設水道連結型スプリンクラー設備

(1) 性能は、次表によること。

性能	内装制限 壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げ	
	準不燃材料	左記以外
ポンプ吐出量	最大放水区域のヘッド個数 × 20L/分以上	最大放水区域のヘッド個数 × 35L/分以上
ヘッド放水量	最大放水区域のヘッド個数 を同時使用し、15L/分以上	最大放水区域のヘッド個数 を同時使用し、30L/分以上
ヘッド放水圧力	最大放水区域のヘッド個数 を同時使用し、0.02MPa以上	最大放水区域のヘッド個数 を同時使用し、0.05MPa以上
水源水量	1.2m ³	最大放水区域のヘッド個数 × 0.6m ³

備考1：最大放水区域のヘッド個数は、当該個数が4以上の場合は4とする。

2：使用するヘッドは、防火対象物又はその部分の床面から天井までの高さに応じ、小区画型ヘッド（水道連結型ヘッドに限る。）、開放型スプリンクラーヘッド又は放水型ヘッド等とし、規則第13条の5第1項及び第2項によること。

3：放水型ヘッド等を用いる場合は、表によらず規則第13条の4第3項、同第13条の6第1項第5号及び第2項第5号並びに同第14条第2項によること。

(2) 加圧送水装置（(9)イの増圧用装置を除く。）は、第2屋内消火栓設備2(1)、(2)、(5)及び(7)に準ずること。

(3) 配管は、規則第14条第1項第10号によるほか、「特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る配管、管継手及びバルブ類の基準」（平成20年消防庁告示第27号）に適合するものを使用すること。

(4) 小区画型ヘッドは、5(2)イ及びウによること。なお、小区画型ヘッドのうち水道連結型ヘッドを使用すること。

(5) 開放型スプリンクラーヘッドは、6(1)イ及び(2)によること。

(6) 放水型ヘッド等は、7によること。

(7) 起動装置は、規則第14条第1項第8号によること。

(8) 表示は、11(4)によること。

(9) その他

「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」（平成21年5月15日付け21消導第51号。以下「51号通知」という。）によるほか次によること。

ア 51号通知の別添の別紙に掲げる特定施設水道連結型スプリンクラー設備の各給水方式（No.1からNo.7までをいう。以下「各給水方式」という。）のうち、No.3の方式（直結式・直結増圧式・高架水槽式）については、常用の給水方式として認められない場合があるので留意すること。

イ 各給水方式のうち、No.1からNo.6までの方式に用いられる常用の給水装置における

増圧用装置（ブースターポンプ等）は、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の加圧送水装置に該当しないものであること。

1.6 パッケージ型自動消火設備

スプリンクラー設備に代えて用いることができるパッケージ型自動消火設備については、以下の省令、告示及び通知に従い設置することができる。

- (1) 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成16年総務省令第92号）
- (2) パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成16年消防庁告示第13号）
- (3) 「パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」及び「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」の運用上の留意事項について（平成17年3月31日付け16消導第373号）
- (4) 「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第1条第2項の規定に基づくパッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件等の運用上の留意事項について」（平成28年3月2日付け27消導第231号）

1.7 その他

ヘッドの設置を省略できる部分

省令第13条第3項の規定によるヘッドの設置を省略できる部分は、次によること。

- (1) 機械浴室（寝たきり入居者の入浴のための特殊浴槽のある室をいう。）は、省令第13条第3項第1号に規定する「浴室」として取り扱うことができる。
- (2) 防災センター及び中央管理室は、省令第13条第3項第2号に規定する「その他これらに類する室」として取り扱うことができる。

ただし、常時人がいる場所で、かつ、消防用設備等又は建築設備の操作盤、監視盤等の機器が設けられている場所（仮眠室、休憩所等は含まない。）に限ること。

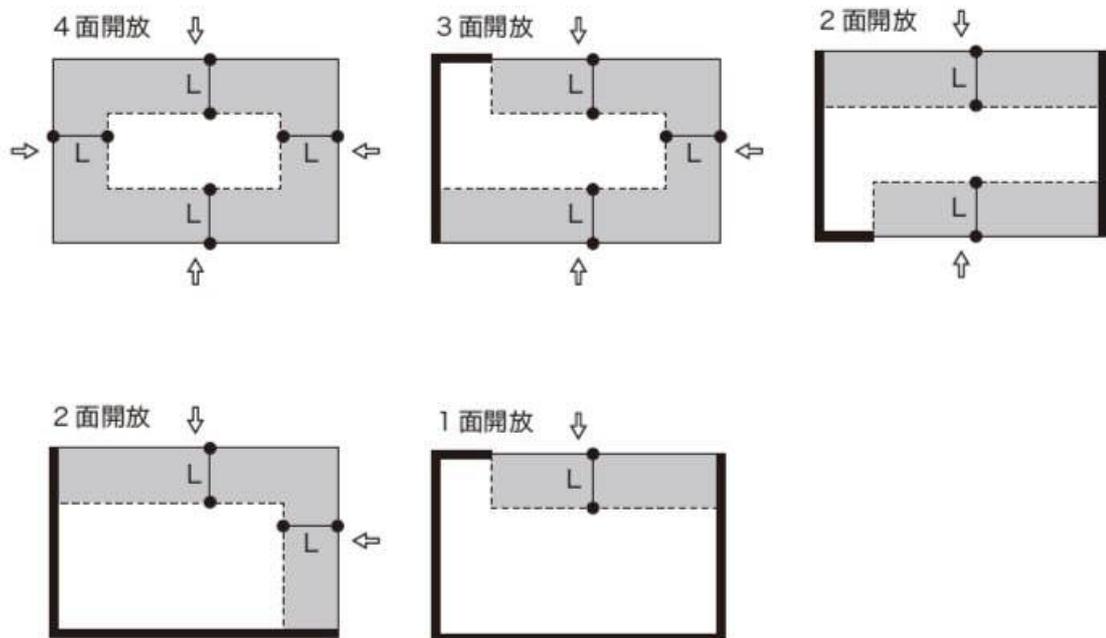
- (3) ポンプ室、消防用設備のボンベ庫、衛生設備、ボイラー、給湯設備、冷温水発生機等を設ける機械室は、省令第13条第3項第3号に規定する「その他これらに類する室」として取り扱うことができる。
- (4) 省令第13条第3項第6号に規定する「外部の気流が流通する場所」として、開放型の廊下、通路、ひさし等のうち、直接外気に面するそれぞれの部分から5m未満で、かつ、当該部分（常時開放されている部分に限る。）の断面形状（以下この項において「有効な

吹きさらし部分」という。)の部分において、次のアからウまでに該当する部分は、当該場所として取り扱うことができる。(ただし、店舗、倉庫等を使用される部分を除く。)またヘッドが有効に感知できることが予想される部分にあつては、当該部分にヘッドを設けて警戒すること。

ア 有効な吹きさらし部分は、1 m以上の高さ又は床面から天井(天井がない場合は屋根)までの高さ(以下この項において「天井高」という。)の3分の1以上であること。

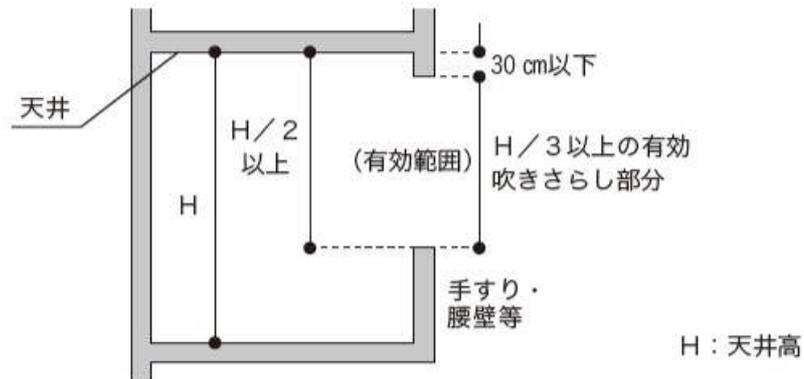
イ 前アの有効な吹きさらし部分は、天井高の2分の1以上の位置より上に存していること。

ウ 開放型の廊下、通路等の天井面から垂れ壁等の下端までは、30 cm以下であること。

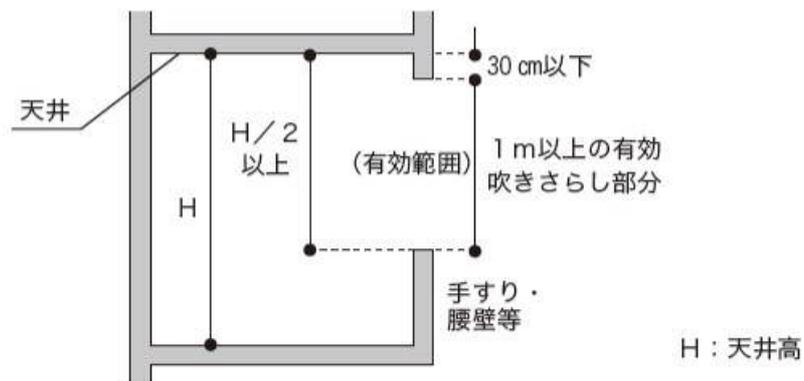


(L: 外気に面する5m未満の場所 ([] の部分) の例)

○有効な吹きさらし部分が天井高の1/3以上あるもの



○有効な吹きさらし部分が1 m以上あるもの



(5) 次に掲げる場所は、省令第13条第3項第7号に規定する「その他これらに類する室」として取り扱うことができる。

- ア 回復室、洗浄滅菌室、器材室、器材洗浄室、器材準備室、滅菌水製造室、洗浄消毒室（蒸気を熱源とするものに限る。）、陣痛室、沐浴室及び汚物室
- イ 無響室、心電図室、心音室、筋電室、脳波室、基礎代謝室、ガス分析室、肺機能検査室、胃カメラ室、超音波検査室、採液及び採血室、天秤室、細菌検査室及び培養室、血清検査室及び保存室、血液保存に供される室及び解剖室
- ウ 人工血液透析室に付属する診療室、検査室及び準備室
- エ 特殊浴室、蘇生室、バイオクリン室（白血病、肝臓移植、火傷等治療室）、授乳室、調乳室、新生児室、未熟児室、離隔室及び観察室（未熟児の観察に限る。）
- オ 製剤部の無菌室、注射液製造室及び消毒室（蒸気を熱源とするものに限る。）
- カ 医療機器を備えた診療室及び理学療法室
- キ 手術関連のモニター室、ギブス室及び手術ホールの廊下
- ク 病理検査室、生化学検査室、臨床検査室、生理検査室等の検査室
- ケ 霊安室

(6) 次に掲げる場所は、省令第13条第3項第8号に規定する室として取り扱うことができる。

ア 放射性同位元素に係る治療室、管理室、準備室、検査室、操作室及び貯蔵庫

イ 診断及び検査関係の撮影室、透視室、操作室、暗室、心臓カテーテル室及びX線テレビ室

(7) 省令第13条第3項第10号の2に規定する「地下道で通行の用に供される部分」には、地下道に置かれている移動可能（床に固定されておらず、人力により移動できるものをいう。）な売店、設備等の存する部分も含まれるものであること。

(8) 政令第32条の規定を適用して、ヘッドの設置を省略することができる場所のうち次に掲げるものは、消防用設備等の特例基準適用願は必要ないものとする。

ア プール（更衣室、機械室、倉庫、売店等の付属施設を除く。）又はスケートリンク（滑走路部分に限る。）

イ プレハブ式の冷凍室又は冷蔵室で、当該場所における火災を早期に感知することができる自動温度調節装置が設けられ、かつ、防災センター等常時人のいる場所にその旨の移報がなされ、警報が発せられる場合

ウ 棚等があり、人の出入りができない構造で1㎡未満である収納庫

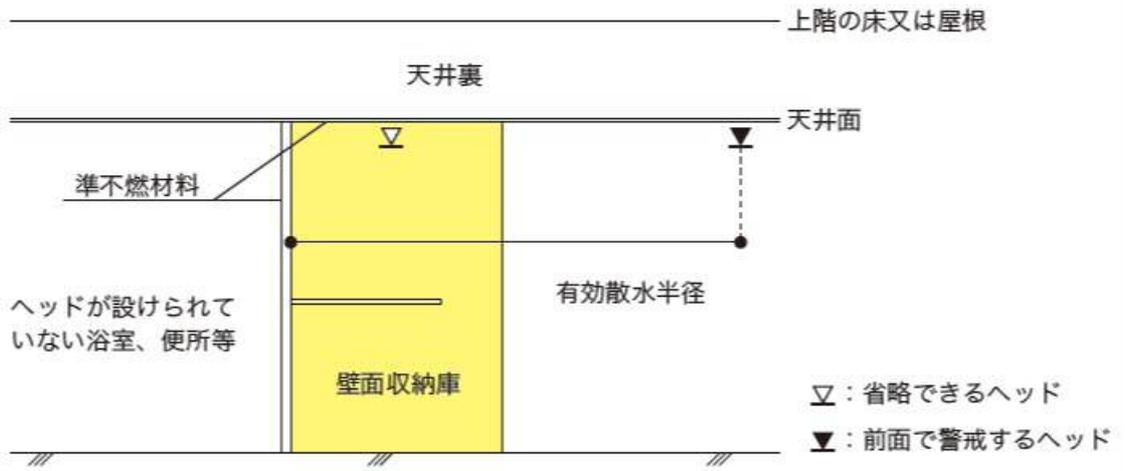
エ 次の条件にすべて適合する収納庫（押入れ、クローゼット、物入れ等）で、当該収納庫の戸側に設けられている前面側のヘッドで有効に警戒されている部分

(ア) 棚等があり、人の出入りができないこと。

(イ) 照明器具、換気扇等が設けられていないもので、当該部分から出火の危険が少ないこと。

(ウ) ヘッドで警戒されていない場所に延焼拡大しないように、当該部分の天井が準不燃材料で造られていること。

(エ) 当該部分に面して省令第13条第3項の規定により、ヘッドで警戒されていない浴室、便所等がある場合は、壁が準不燃材料で造られていること。



第4 屋外消火栓設備

1 水源

第2 屋内消火栓設備 1 に準ずること。

2 加圧送水装置

第2 屋内消火栓設備 2 に準ずること。

3 呼水装置

第2 屋内消火栓設備 3 に準ずること。

4 配管等

第2 屋内消火栓設備 4 ((14) 及び (19) を除く。) に準ずるほか、次によること。

- (1) 配管の口径は、65A以上とすること。★
- (2) 加圧送水装置の吐出側直近部分の配管には、その表面の見やすい箇所に屋外消火栓設備用である旨を表示すること。★

5 起動装置

第2 屋内消火栓設備 5 (ただし、(6) イの最低起動圧力値は、0.25MPa と読み替える。) に準ずること。

6 屋外消火栓箱等

- (1) 設置場所は、原則として防火対象物の出入口又は開口部付近で、1階及び2階の内部に有効に注水できる位置に設けること。★
- (2) 屋外消火栓設備を設置した場合で、防火対象物の中央部等防護できない部分を生ずる場合には、屋内消火栓設備を設置するか又は屋外消火栓箱を建物内に増設すること。
- (3) 筒先は、次によること。
 - ア 筒先は、原則として噴霧切替式のものとする。★
 - イ 筒先は、認定品とし、口径は呼称 19 mm以上であること。★
- (4) ホースは、次によること。
 - ア ホースの長さは、ホース接続口からの水平距離が 40mの範囲内の当該建築物の各部分に有効に放水することができる長さとする。
 - イ ホースは、消防用ホースの技術上の規格を定める省令の呼称 50 又は 65 に係る規定に適合したものであること。

ウ ホースの両端には、消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令の規定に適合した呼称 50 又は 65 の差込式結合金具を取り付けたものであること。

エ ホースは二重巻又はハンガー掛等の状態で消火栓箱に収納すること。

(5) 消火栓開閉弁は、第 2 屋内消火栓設備 6(3) に準ずるほか、原則として屋外消火栓箱内とすること。(開閉弁の操作が容易にでき、かつ、屋外消火栓箱から 5 m 以内に設けたものを除く。) ★

(6) 屋外消火栓箱は、第 2 屋内消火栓設備 6(4) イからオまでに準ずるほか、雨水等がかかるおそれのある場所に設けるものは、箱内へ雨水等が侵入しない措置を講ずること。★

(7) 表示は、次によること。★

ア 屋外消火栓箱内に消火栓開閉弁を設けた場合は、当該消火栓箱の扉表面に赤地に白文字又は白地に赤文字で「屋外消火栓」と表示すること。

イ 屋外消火栓箱内に消火栓開閉弁を設けない場合は、当該消火栓箱の扉表面に赤地に白文字又は白地に赤文字で「ホース収納箱」と表示すること。

ウ 文字の大きさは第 2 屋内消火栓設備 6(5) アによること。

エ 赤色の灯火を第 2 屋内消火栓設備 6(5) イに準じて設けること。

第5 動力消防ポンプ設備

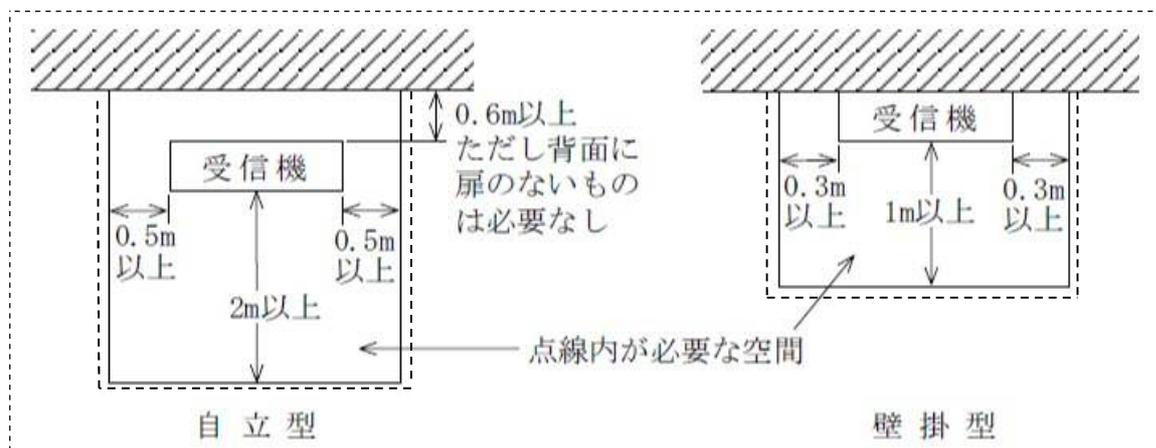
消防法施行令第11条第4項及び第19条第4項の規定により動力消防ポンプ設備を設置した場合、屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備を当該設備の有効範囲内の部分に設置しないことのできる旨の規定があります。しかし、動力消防ポンプ設備については有事の際に有効に活用できない可能性があることから、現状、動力消防ポンプ設備による代替への指導は行っておりませんが、次の条件を満たす場合は動力消防ポンプ設備による代替を認めるものとする。★

- 1 動力消防ポンプ設備の取扱い人員を定め、常に当該設備を扱える人員を確保すること。★
- 2 動力消防ポンプ設備の取り扱い人員は月に1回程度、取り扱い及び放水の訓練を実施すること。★
- 3 動力消防ポンプ設備は週に1回程度の起動試験をすること。★
- 4 上記内容を消防計画や社内規定等に明示すること。★
- 5 動力消防ポンプ設備は消防法施行令第20条の基準を満たすものとする。
- 6 水槽は消防用設備等専用のもとし、第21によること。

第6 自動火災報知設備

1 受信機

- (1) 受信機は床又は壁に堅固に固定すること。
- (2) 受信機の設置場所付近には、警戒区域一覧図を備えること。
- (3) 受信機は防災センター等に設置し、その設置位置は次図に示すように、操作、点検等に
必要な保有距離を確保すること。★



- (4) 受信機の供給電圧が60Vを超えるものは、金属製外箱に努めて接地工事を施すこと。
- (5) 蓄積式の中継器及び受信機で、その設置時又は点検時に蓄積時間の設定値を変えることができる機能を有するものは、省令第24条第7号の規定に従って、それぞれの蓄積時間が設定された後は、防火対象物の関係者等により当該設定値を容易に変更することができない措置が施されていること。★
- (6) 二信号式受信機は、一の警戒区域の感知器から異なる信号を受信した場合に地区音響装置が自動的に鳴動する機能を有するものであるため、一の警戒区域が壁等によって区画されている場合は、それぞれの区画された部分においても2以上の火災信号を発することができるように、感知器が設けられていること。
- (7) アナログ式自動火災報知設備にあつては、表示温度等を当該自動火災報知設備に係るアナログ式感知器の種別に応じ省令第23条第7項の表中欄に掲げる設定表示温度等の範囲内に維持すること。
- (8) 受信機の地区音響停止スイッチの取り扱いは、次の各号に留意すること。
 - ア 地区音響停止スイッチは、常時鳴動位置としておくこと。
 - イ 地区音響装置が鳴動した場合には、火災が発生していないことを確認したうえで停止させること。
- (9) 病院及び社会福祉施設等で夜間に勤務者が存するナースセンター等には、当該防火対象物の各警戒区域を表示することができる表示装置（以下「副受信機」という。）を設置すること。★

- (10) 1棟の防火対象物は、原則として当該防火対象物に設置する受信機で監視すること。ただし、同一敷地内に2以上の防火対象物がある等管理上やむを得ない場合にあっては、この限りでない。この場合において、各防火対象物と受信機設置防火対象物相互間で通話することができる、非常電話、インターホン等の装置、又は副受信機を設ける等、火災発生時の対応に遺漏のないようにすること。★

2 電源

- (1) 非常電源に蓄電池を使用する場合は、蓄電池設備の基準（昭和48年消防庁告示第2号）によること。なお、予備電源の容量が、非常電源の容量を満足すれば非常電源にかえることができる。
- (2) 主電源の自動火災報知設備の開閉器には、その旨の表示を見やすい箇所に表示すること。

3 発信機

- (1) 発信機に係る表示灯には、非常電源を要さないこと。
- (2) P型2級受信機及びGP型2級受信機に接続する発信機には、P型1級発信機を用いることができること。

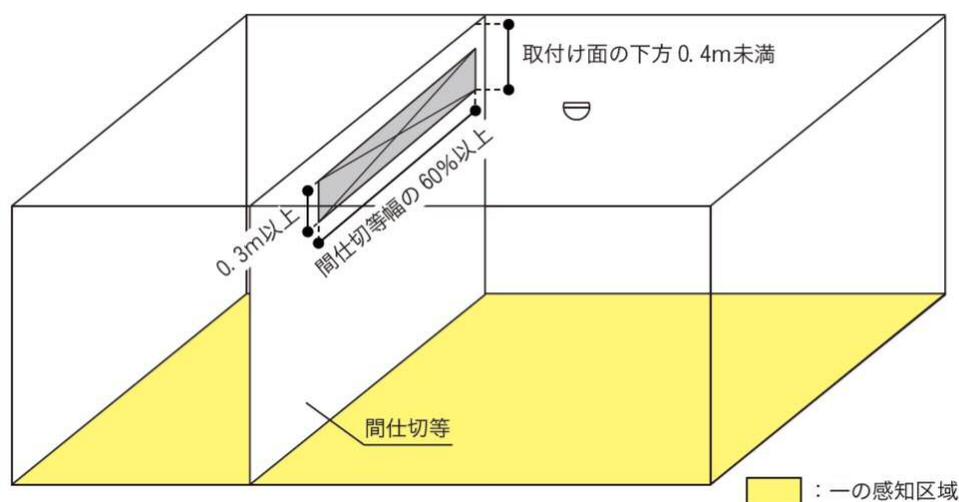
4 地区音響装置

- (1) 地区音響装置は、各階ごとにその階の各部分から一の地区音響装置までの水平距離が25m以下となるように設置することとされているが、防火対象物の構造、区画、扉等により、聞こえにくい部分があると認められる場合には、公称音圧の高いものを使用するかベルのみ増設する等、各部分において、適正に警報音が聞き取れるように設置すること。
- (2) 省令第24条第5号ハに規定する地区音響装置の区分鳴動方式で作動するように設定された場合において、「一定の時間が経過した場合又は新たな火災信号を受信した場合には、当該設備を設置した防火対象物又はその部分の全区域に自動的に警報を発するように措置されていること」とされているが、「一定の時間」については、防火対象物の用途、規模等並びに火災確認に要する時間、出火階及びその直上階等から避難が完了すると想定される時間等を考慮し、概ね数分とし、最大でも10分以内とすること。★

また、「新たな火災信号」については、感知器が作動した警戒区域以外の警戒区域からの火災信号、他の感知器からの火災信号（火災信号を感知器ごとに認識できる受信機に限る。）、発信機からの信号及び火災の発生を確認した旨の信号が該当すること。

5 感知器

- (1) 天井裏、小屋裏等に感知器を設ける場合は、容易に点検及び維持管理ができるように点検口を設けること。
- (2) 上屋、庇等開放された部分で、開放面から5m未満の部分には感知器を設けないことができる。(第3スプリンクラー設備 17 (4)の外気の流通する部分参照)
- (3) 10m以下の廊下及び通路、又は廊下及び通路から階段に至るまでの歩行距離が、10m以下の場合には当該廊下通路には感知器を設けないことができる。
- (4) 終端抵抗を設ける感知器等には、外部に終端抵抗である旨の表示をすること。
- (5) 政令第32条の特例により感知器の設置を除外できる場所のうち次に掲げるものは、消防設備等の特例基準適用願は必要ないものとする。★
 - ア 便所、浴室及びこれらに類するもの(無窓階の便所を除く。)
 - イ 金庫室で、その開口部に特定防火設備である防火戸又はこれと同等以上のものを設けているもの
 - ウ 耐火構造とした建築物の天井裏、小屋裏等で不燃材料の壁、天井及び床で区画された部分
 - エ プール(更衣室、機械室、倉庫、売店等の付属施設を除く。)又はスケートリンク(滑走路部分に限る。)
 - オ プレハブ式の冷凍室又は冷蔵室で、当該場所における火災を早期に感知することができる自動温度調節装置が設けられ、かつ、防災センター等常時人のいる場所にその旨の移報がなされ、警報が発せられる場合
 - カ 1㎡未満である収納庫等
- (6) 感知区域を構成する壁又ははり等(以下この項において「間仕切等」という。)の上方(取付け面の下方0.4m未満)の部分に空気の流通する有効な開口部(取付け面の下方0.3m以上×長辺が間仕切等幅の60%以上)を設けた場合は、一の感知区域とすることができる。

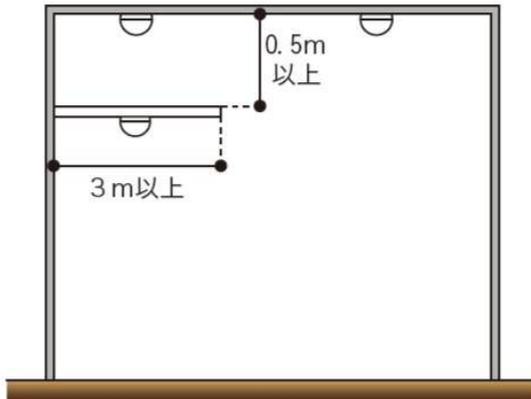


(7) 棚、はり出し等がある場合

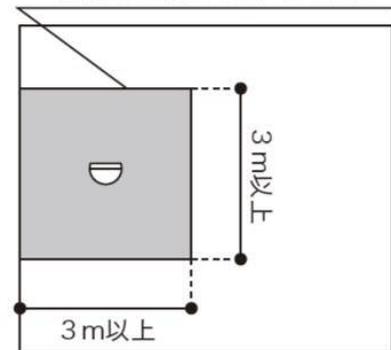
取付け面下方 0.5m 以上の部分に短辺が 3 m 以上、かつ、面積が 20 m² 以上の棚、はり出し等がある場合は、別の感知区域とすること。★

なお、次図に示すとおり、取付け面下方 0.5m 未満の部分に棚、はり出し等がある場合は、当該棚、はり出し等に相当する天井面の部分には、感知器の設置を省略することができる。

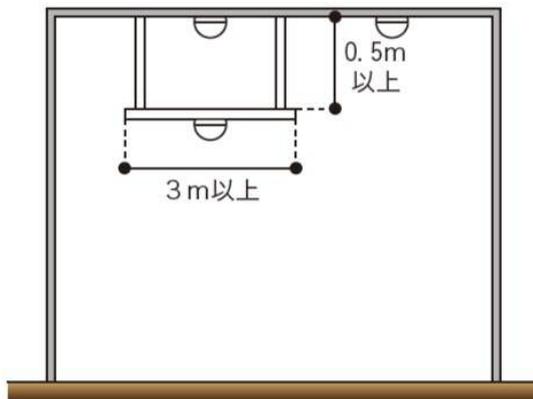
(棚、はり出しの場合の例)



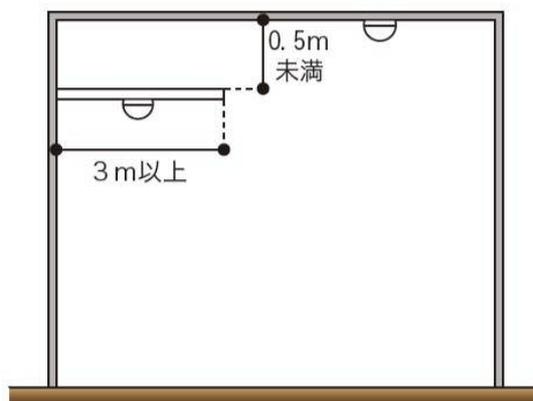
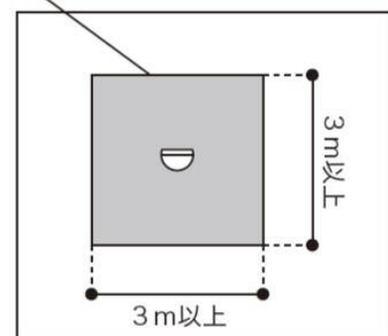
(平面図) 面積20m²以上の棚、はり出し



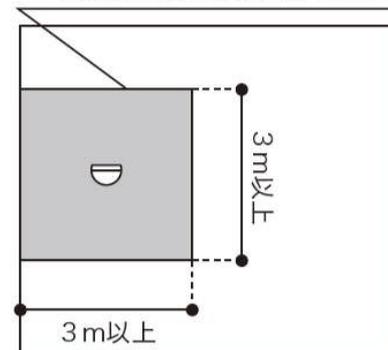
(つり天井の場合の例)



(平面図) 面積 20 m² 以上の吊り天井



(平面図) 面積20m²以上の棚、はり出し等



6 その他

この基準に定めるもののほか、自動火災報知設備の設置等については、自動火災報知設備工事基準書（社団法人日本火災報知機工業会発行）を参考にすること。★

第7 消防機関へ通報する火災報知設備

1 設置方法等

- (1) 火災通報装置は、防災センター等の、操作上支障のない位置に設置すること。
- (2) 防災センター等が複数ある場合は、原則として主たる防災センター等に火災通報装置を設け、それ以外の防災センター等には遠隔起動装置を設けること。★
なお、病院及び社会福祉施設等で夜間に勤務者が存するナースセンター等には、遠隔起動装置を設置すること。★
- (3) 一の防火対象物に火災通報装置設置義務対象の部分（以下「設置対象部分」という。）が2以上あり、その管理について権原が分かれている場合は、一の管理権原ごとの対象の部分に火災通報装置を設置すること。ただし、当該防火対象物全体を管理する防災センター等がある場合は、当該防災センター等に火災通報装置本体を設置するとともに、それぞれの設置対象部分に当該防災センター等と非常電話、インターホン等により相互に通話できる設備を設置した場合はこの限りでない。なお、この場合それぞれの設置対象部分に遠隔起動装置を設けることが望ましい。★
- (4) 起動装置は、床面から概ね0.8 m以上、1.5 m以下の位置に設けること。
- (5) 起動装置は、壁又は防災卓等に固定すること。
- (6) 遠隔起動装置を設ける場合は、火災通報装置を設けた場所との間で相互に通話ができる設備を設置すること。★
- (7) 火災通報装置から遠隔起動装置までの配線は、規則第12条第1項第5号の規定によること。
- (8) 火災通報装置の電源は、分電盤から専用回路とするとともに、分電盤内の配線用遮断器の見やすい位置に「火災通報装置専用」である旨の表示をすること。
- (9) 規則第25条第3項第4号イに規定する「配線の接続部が、振動又は衝撃により容易に緩まないように措置されている場合」とは、コンセントを日本工業規格C8303の「抜け止め接地形2極コンセント」又は「抜け止め2極コンセント」のうち定格が15A125Vのものに適合するものとする。ただし、他の方法により容易に緩まない措置がされている場合にあつては、この限りでない。
- (10) 規則第25条第3項第5号に掲げる防火対象物に設置する火災通報装置は、自動火災報知設備の作動と連動して起動すること。
- (11) 火災通報装置は、認定品又は「火災通報装置の基準」（平成8年消防庁告示第1号。以下「告示1号」という。）に適合するものとする。

2 火災通報装置を接続することができる電気通信回線

(1) アナログ回線又はデジタル回線

火災通報装置を接続することができる電気通信回線設備は西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）の設置する電気通信回線設備のうち、次に定めるアナログ回線又はデジタル回線とするとともに、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下同じ。）に定める指定電気通信設備に該当する交換機等で他の回線と代表群（注）を形成しないものであること。

ただし、告示1号第2・1の2に定める特定火災通報装置については、アナログ回線とすること。

ア アナログ回線

電気通信回線設備と端末設備を接続する分界点（主配線盤（以下「MDF」という。）又は保安器）においてアナログ信号を入出力するもので、主として音声の伝送交換を目的とする電気通信役務の用に供する回線（以下「電話回線」という。）をいう。

イ デジタル回線

サービス総合デジタル網（以下「ISDN」という。）における64kbpsのBチャンネル（情報チャンネル）と16kbpsのDチャンネル（信号チャンネル）を組み合わせた基本インタフェース（2B+D）のデジタル回線（以下「ISDN64回線」という。）をいう。（なお、Dチャンネルは他のインタフェースと共用しないものであること。）

(2) IP回線

IP回線を利用する電話回線（以下「IP電話回線」という。）は発信可能な電話番号に制限があることから、火災通報装置を接続することができるIP電話回線は119番への緊急通報用電話番号に発信でき、かつ消防機関側の呼返し信号に確実に応答できるIP電話回線に限り接続できるものとする。

3 蓄積音声情報に登録する電話番号等

蓄積音声情報に登録する情報は以下の内容とし、電話番号は、代表電話番号とすること。

- (1) 所在地
- (2) 防火対象物名
- (3) 電話番号

4 自動火災報知設備との連動起動

- (1) 自動火災報知設備は、十分な非火災報対策が講じられていること。★

(2) 起動方式については、感知器からの火災信号によるほか、自動火災報知設備の受信機が火災表示を行う要件である中継器からの火災表示信号又は発信機からの火災信号（以下「火災信号等」という。）と連動起動するものであること。

(3) 連動停止スイッチを介して、次により接続させること。

ア 連動停止スイッチは専用とし、自動火災報知設備の受信機内又は別箱に設置すること。
なお、別箱で設置する場合は、火災通報装置の連動停止スイッチである旨の表示を行うこと。★

イ 連動停止スイッチを別箱で設置する場合の電源は、受信機から供給されていること。
ただし、特定小規模用自動火災報知設備のうち受信機を設けないもの等受信機から電源が供給できない場合にあっては、火災通報装置から供給することで差し支えないものであること。

ウ 連動を停止した場合は、連動が停止中である旨の表示灯が点灯又は点滅すること。★

第8 非常警報設備

1 非常ベル又は自動式サイレン

省令第25条の2第1項に定める非常ベル又は自動式サイレン（以下「非常ベル等」という。）の音響については、第6自動火災報知設備4(1)に準ずること。

2 放送設備

(1) 操作部、遠隔操作器の設置場所

ア 操作部は自動火災報知設備の受信機付近とすること。★

イ 遠隔操作器は、自動火災報知設備の副受信機付近とすること。★

ウ 病院、社会福祉施設等で夜間に勤務者が存するナースセンター等には、遠隔操作器を設置すること。★

(2) 自動火災報知設備の地区音響装置

ア 放送設備は、自動火災報知設備の作動と連動して起動し、自動的に音声警報音による放送を行うこととされたことから、省令第24条第5号の規定により、本基準の定めるところによりスピーカーを設けたものについては、自動火災報知設備の地区音響装置を設けなくても支障ないものとする。

イ 省令第24条第5号の規定にかかわらず自動火災報知設備の地区音響設備を設けるときは、「非常放送中における自動火災報知設備の地区音響装置の鳴動停止機能について」（昭和60年消防予第110号）の例によるものとする。

ウ 自動火災報知設備の地区音響装置を設けた防火対象物に、自動的に音声警報音による放送を行うことができる放送設備を設置した場合は、自動火災報知設備との連動について、その都度予防課と協議するものとする。★

(3) 音声警報

非常警報設備の基準（昭和48年消防庁告示第6号。以下「告示6号」という。）第4・3及び4に規定する放送設備の音響警報機能を有するものは、非常ベル等と同等以上の音響を発する装置を付加した放送設備として取り扱うことができるものとする。

(4) スピーカーの設置方法

ア 省令第25条の2第2項第3号ロ(イ)に規定する放送区域（防火対象物の2以上の階にわたらず、かつ、床、壁又は戸（障子、ふすま等遮音性の著しく低いものを除く。）で区画された部分をいう。）の運用については、次のとおりとする。

(イ) 部屋の間仕切壁については、音の伝達に十分な常時開放された開口部があるものを除き、固定式か移動式かにかかわらず、壁として取り扱うものとする。

(ロ) 障子、ふすま等遮音性の著しく低いものには、障子、ふすまのほか、カーテン（ア

コーディオンカーテンを除く。)、つい立て、すだれ、格子戸又はこれらに類するものが該当するものとする。

(ウ) 通常は開口している移動式の壁又は戸であっても、閉鎖して使用する可能性のあるものは、壁又は戸で区画されたものとして取り扱うものとする。

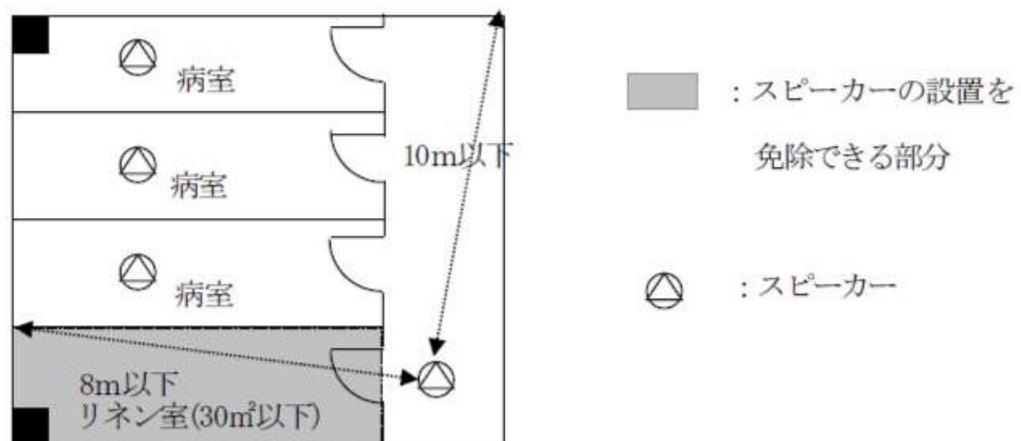
(エ) カラオケボックス、カラオケルーム等もしくは居室以外の部分で常時人のいる可能性のある遮音性の高い場所については、省令第25条の2第2項第3号ロ(ロ)のただし書きにかかわらず、当該部屋を一の放送区域として取り扱うものとする。★

(オ) 特殊な要件の放送区域(残響時間が著しく長い又は短い空間、大空間等)にスピーカーを設ける場合の、省令第25条の2第2項第3号ハの基準に基づく音量及び明瞭度の確認については、「放送設備のスピーカーの性能に応じた設置ガイドラインについて」(平成11年消防予第25号)によることとし、工事着手の届出書に当該資料を添付させるものとする。★

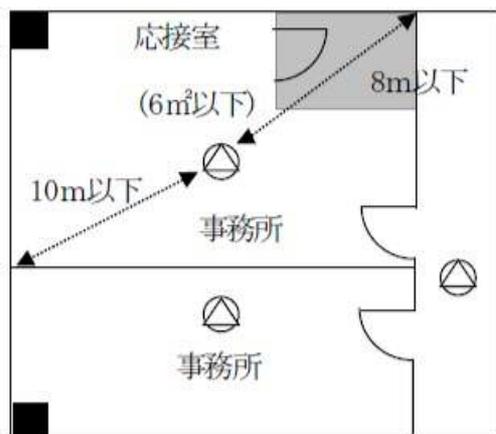
イ 規則第25条の2第2項第3号ロ(ロ)ただし書きに定めるスピーカーの設置を免除できる放送区域及びスピーカーの設置場所については、次の例によるものとする。

なお、スピーカーを設置する室と免除する室の間に扉等がない場合は、当該スピーカーの設置を免除できないものとする。ただし、浴室、トイレ個室及び小規模(概ね2㎡以下)なパイプシャフト、ダクトスペースにあつてはこの限りでない。★

(ア) 居室及び居室から地上に通じる主たる廊下その他の通路以外の場所において、スピーカーを設置免除できる場合



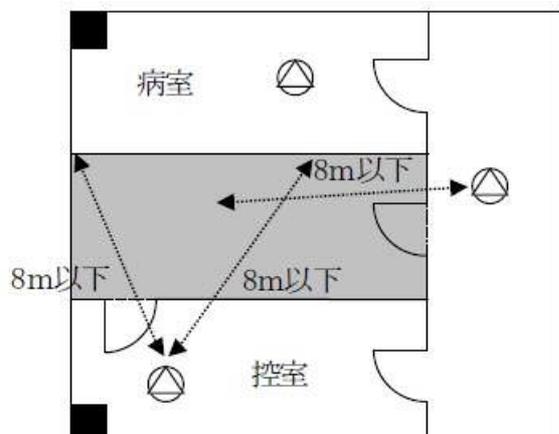
(イ) 1の隣接する放送区域のスピーカーにより、居室のスピーカーを設置免除できる場合



■ : スピーカーの設置を
免除できる部分

⊙ : スピーカー

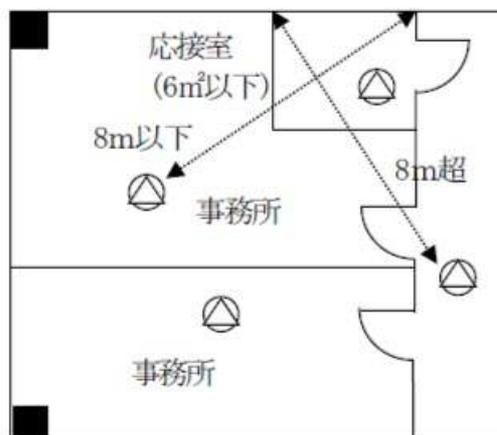
(c) 2以上の隣接する放送区域の2以上のスピーカーにより、スピーカーを設置免除できる場合



■ : スピーカーの設置を
免除できる部分

⊙ : スピーカー

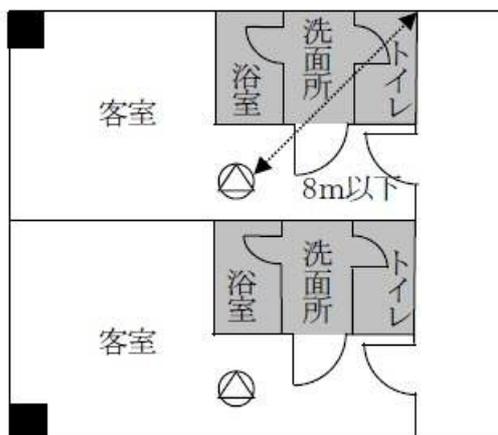
(d) 居室のスピーカーを設置免除できない場合



⊙ : スピーカー

* 応接室には、事務所との間に
扉がないためスピーカーの設置
が必要。

(e) 浴室、トイレ個室について、隣接する放送区域のスピーカーにより設置免除できる場合

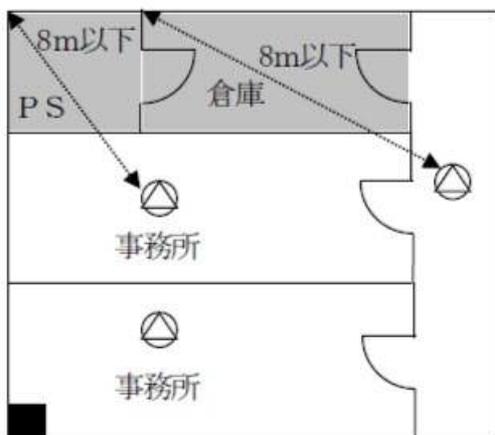


■ : スピーカーの設置を
免除できる部分

⊙ : スピーカー

* ホテル客室等のユニットバス、トイレ個室については、扉がない隣接放送区域のスピーカーによる包含も認めることができる。

(カ) 小規模なパイプスペース、ダクトスペースについて、隣接する放送区域のスピーカーにより設置免除できる場合 ★



■ : スピーカーの設置を
免除できる部分

⊙ : スピーカー

* 小規模なパイプスペース、ダクトスペースについては、扉がない隣接放送区域のスピーカーによる包含も認めることができる。

ウ 省令第25条の2第2項第3号ロ(イ)は、放送区域の面積によって設置できるスピーカーの種類を区分しているところであるが、スピーカーが設置されない放送区域が存する場合は、直近のスピーカーが受け持つ放送区域としてその合計面積を算定したうえで、当該面積に対応する種類のスピーカーを設置すること。

エ 寄宿舍、下宿、共同住宅又はサービス付き高齢者向け住宅の住戸部分については、令第32条を適用して、住戸内の扉等の設置にかかわらず、各住戸（メゾネット型住戸等の2以上の階にまたがるものについては各階ごとの部分）を一の放送区域として取り扱って差し支えないものとする。なお、設置するスピーカー数については、当該防火対象物の用途を勘案して、当該放送区域（住戸部分）の延べ面積に対応する種類のものを一つ設ければよいものとする。

オ 防火対象物の屋上をテラスや駐車場等に利用する場合にあつては、当該部分に有効に音響が聞こえるように、屋外型スピーカーを設置すること。

(5) 非常警報以外の放送遮断

省令第25条の2第2項第3号リ及び告示6号第4・1(4)に規定する非常警報以外の放送を遮断することができる防火対象物の区域については、非常警報の放送が行われる防火対象物の当該区域とすることができるものとする。

(6) 認定等

放送設備に使用する機器は、認定品又は告示6号に適合するものとする。★

(7) 配線等

省令第25条の2に規定するもののほか、次のとおりとする。

ア 増幅器と操作部をそれぞれ異なった場所に設置する場合、増幅器と操作部までの配線は、省令第25条の2第2項第4号ニの例によるものとする。

ただし、増幅器から操作部又は操作部から増幅器に非常電源を供給する場合の電源回路は、耐火配線とするものとする。

イ 遠隔操作部のみが省令第25条の2第2項第3号ルに規定する場所に設置される場合で、増幅器又は操作部から非常電源が供給される場合の電源回路は、耐火配線とするものとする。

ウ 火災時に火災階のスピーカー回路が短絡した場合、火災放送等が当該階に報知できなくなるおそれがあることから、各階のスピーカー回路を複数配線化とすることとする。

なお、複数配線化とした場合の配線方法については、一の回路が短絡しても火災放送等が有効に聞こえるような配線とすること。★

エ 複数配線化については、原則として回路ごとに単独の配線とし、スピーカー回路分割装置（以下「回路分割装置」という。）による複数配線化は認められないものとする。

ただし、回路分割装置から増幅器又は操作部までの配線（回路分割装置を含む。）を鉄管等不燃材料で防火上有効に保護した場合は、この限りでない。★

(8) タイマーの設定等

告示6号第4・4(2)イ(ロ)c及び同ハ(ハ)に規定する、火災が発生した旨又は火災が発生した可能性が高い旨の信号については、感知器発報放送が起動してからタイマーにより作動する一定の時間を経過した旨の信号とし、一定の時間については、防火対象物の規模、利用形態、管理形態、内装制限の実施状況及び現場確認に必要な時間等を勘案して決定するものとし、その判断基準は次のとおりとする。

なお、設定については設置検査時に行うものとする。

ア 現場確認者と防災センター等の監視者が確保され、現場確認者等から内線電話等により確認の通報が操作部付近に伝達される体制が整っている場合は、5分以内とする。★

イ ア以外の対象物は、3分以内とする。★

(9) 区分鳴動方式

第25条の2第2項第3号チに規定する区分鳴動方式で作動するように設定された場合において、一定の時間が経過した場合又は新たな火災信号を受信した場合には、当該設備を設置した防火対象物又はその部分の全区域に自動的に警報を発するように措置されていることとされているが、一定の時間については、防火対象物の用途、規模等並びに火災確認に要する時間、出火階及びその直上階等から避難が完了すると想定される時間等を考慮し、概ね数分とし、最大でも10分以内とすること。★

第9 避難器具

- 1 避難器具取付部の開口部の大きさ、操作面積、降下空間、避難空地及び避難通路については、避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目（平成8年消防庁告示第2号。以下、第9避難器具において「告示2号」という。）により規定されているが、具体的には別紙1から別紙5までによるほか、当該避難器具の形態及び操作方法に応じて容易かつ安全に使用して避難できるものであること。

- 2 (1) 避難はしご（避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごを除く。）は、次によること。
 - ア 壁面の部分に設ける取付部の開口部の下端は、床面から1.2 m以下の高さとする。ただし、開口部の部分に避難上支障のないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合にあっては、この限りではない。
 - イ 壁面の部分に設ける取付部の開口部に窓、扉等が設けられる場合にあっては、ストッパー等を設け、窓及び扉等が避難はしごの使用中に閉鎖しない措置を講ずること。ただし、避難はしごの操作及び降下に支障を生じるおそれのないものにあっては、この限りではない。
 - ウ つり下げ式の避難はしごの吊り元は、建物側とすること。また、つり下げ式の避難はしごは、つり下げた状態において突子が有効かつ安全に防火対象物の壁面等（ガラス面等は除く。）に接することができる位置に設けること。ただし、使用の際、突子が壁面等に接しない場合であっても降下に支障を生じない場合はこの限りではない。
 - エ 避難はしごを使用可能状態にした場合における当該避難はしご最下部横棧（伸張した場合を含む。）から降着面までの高さは、0.5 m以下であること。
 - オ 降下空間と架空電線との間隔は1.2 m以上とするとともに、避難はしごの上端と架空電線との間隔は2 m以上とすること。
 - カ 避難はしごを地階に設ける場合は、固定式とし、ドライエリアの部分に設けること。ただし、避難器具専用室内に設置する場合にあっては、この限りでない。
- (2) 避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごを設置する場合は、次によること。
 - ア 避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごの吊り元は、原則として建物側とすること。★
 - イ 手すりその他転落防止の措置を講じた、概ね2 m²以上の床面積を有するバルコニー等に設置すること。
 - ウ 共同住宅等のバルコニーに設置する場合は、原則として同一縦系列住戸の各バルコニー内で、下階への避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごに乗り換えられる

ように設置すること。★

エ 金属製避難はしごは、ハッチ用つり下げはしご（検定品）であること。

(3) 緩降機は、(1)イ及びオによるほか、次によること。

ア 壁の部分に設ける開口部の下端は、床から1.2 m以下とすること。

イ 床からの高さが0.5 m以上の場合は、有効に避難できるように固定又は半固定のステップ等を設けること。

ウ 緩降機をつり下げるフックの取付位置は、床面から1.5 m以上1.8 m以下の高さとする。

エ 緩降機のロープの長さは、取付位置に器具を設置したとき、降着面等へ降ろした着用具の下端が降着面等から±0.5 mの範囲とすること。

(4) 救助袋（避難器具用ハッチに格納した救助袋を除く。）は、(1)ア、イ及びオによるほか、次によること。なお、避難器具用ハッチに格納した救助袋は認定品又は「避難器具の基準」（昭和53年消防庁告示1号。以下「告示1号」という。）に適合するものとする。

ア 袋本体の下部出口部と降着面等からの高さは、無荷重の状態において0.5 m以下であること。

イ 斜降式の場合、下部支持装置を結合するための固定環が設けられていること。

(5) すべり台は認定品又は告示1号に適合するものとし、(1)ア、イ及びオによるほか、すべり台が設置されている階の部分から当該すべり台に至るまでの間に段差がある場合は、階段、スロープ等を設けること。

(6) すべり棒及び避難ロープは、(1)ア、イ及びオ（避難ロープはエを含む。）によるほか、次によること。

ア すべり棒及び避難ロープは認定品又は告示1号に適合するものであること。

イ すべり棒は取付部の開口部の下端から1.5 m以上の高さから降着面等まで設置すること。

ウ 避難ロープは、簡単な操作により、取り付け及び展張ができ、有効に避難できる場所に設けること。★

(7) 避難橋及び避難用タラップは認定品又は告示1号に適合するものとし、(1)オ（避難用タラップは(1)カを含む。）によるほか、避難橋及び避難用タラップが設置されている階の部分から当該避難橋及び避難用タラップに至るまでの間に段差がある場合は、階段、スロープ等を設けること。

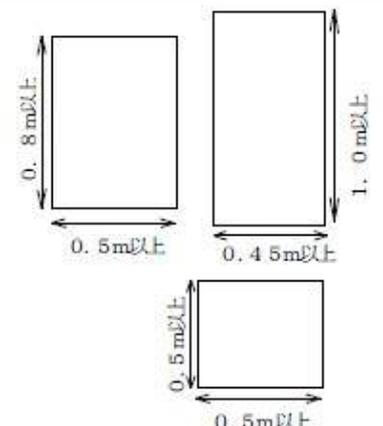
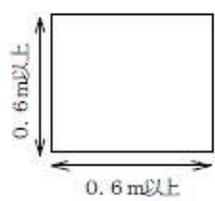
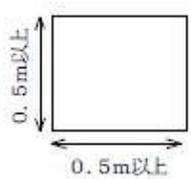
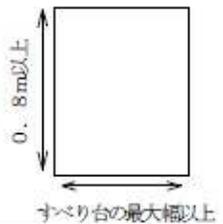
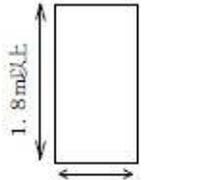
3 標識にあつては、次によること。

- (1) 避難器具を設置又は格納する場所（以下「避難器具設置等場所」という。）の見やすい箇所に、告示2号の第5に規定する標識（「避難」又は「救助」の文字を有する避難器具名称にあつては、当該名称の標記が望ましい。）（以下「告示標識」という。）及びその使用方法を明記した表示を設けること。
- (2) 特定1階段等防火対象物の避難器具設置等場所の出入口の上部又はその直近には、告示標識を設置することとし、避難器具が設置されている場所がわかりにくい場合には、説明文、平面図等を併記すること。★
- (3) 特定1階段等防火対象物の避難器具を設置する階のエレベーターホール等の共用部に設置する標識は、「避難器具設置場所案内図」である旨を明記した当該階の平面図に、避難器具の設置場所が容易に識別できるように表示した標識であること。なお、当該標識については、大きさ及び材質は問わないが、紙等の材質で破損のおそれのあるものには、保護のための措置を講ずること。★

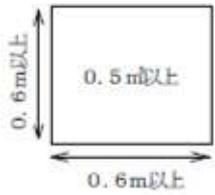
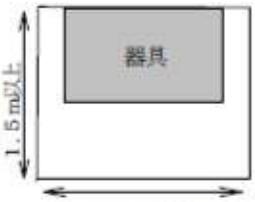
4 その他

- (1) 6項及び16項イで6項を含む防火対象物にはすべり台もしくは救助袋とすること。★
- (2) 避難器具の避難空地に、避難に支障となる物品等を放置するおそれのある場合は、避難空地である旨の表示をする等必要な措置を講ずること。★

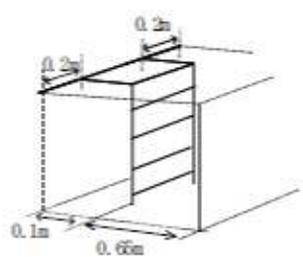
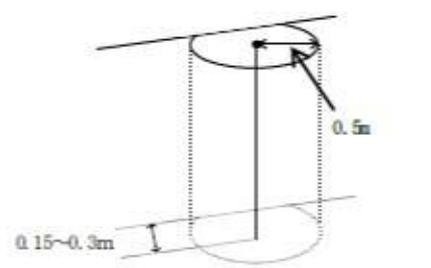
取付部の開口部の大きさ

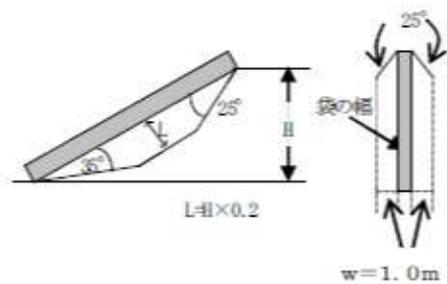
避難器具の種類	取付部の開口部(避難器具を展張した状態での有効寸法)の大きさ
避難はしご (避難器具用ハッチに格納したものを除く。) 緩降機 滑り棒 避難ロープ	取付部の開口部を壁面に設ける場合 ・高さ 0.8m以上 幅 0.5m以上 又は ・高さ 1.0m以上 幅 0.45m以上 取付部の開口部を床面に設ける場合 ・直径0.5m以上の円が内接できるもの 
救助袋 (避難器具用ハッチに格納したものを除く。)	高さ及び幅がそれぞれ0.6m以上で入口金具を容易に操作できる大きさであり、かつ、使用の際、袋の展張状態を近くの開口部等(当該開口部を含む。)から確認できるもの 
避難はしご (避難器具用ハッチに格納したもの) 救助袋 (避難器具用ハッチに格納したもの)	直径0.5m以上の円が内接できるもの 
滑り台	高さ 0.8m以上 幅 滑り台の滑り面の最大幅以上 
避難橋 避難用タラップ	高さ 1.8m以上 幅 避難橋又は避難用タラップの最大幅以上 

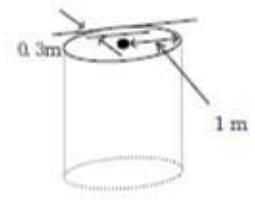
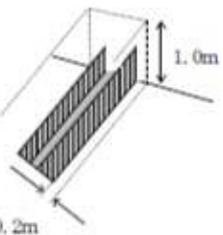
操 作 面 積

避難器具の種類	操作面積	
避難はしご 緩降機 滑り棒 避難ロープ 救助袋 (避難器具用ハッチに格納したもの)	0.5㎡以上(当該器具の水平投影面積を除く。)かつ一辺の長さがそれぞれ0.6m以上であり、当該器具の操作に支障のないもの	
救助袋 (避難器具用ハッチに格納したものを除く。)	幅1.5m以上、奥行1.5m以上(器具の設置部分を含む)。ただし、操作に支障のない範囲内は形状を変えることができる。この場合、2.25㎡以上とする。	
滑り台 避難橋 避難用タラップ	当該器具を使用するのに必要な広さ	

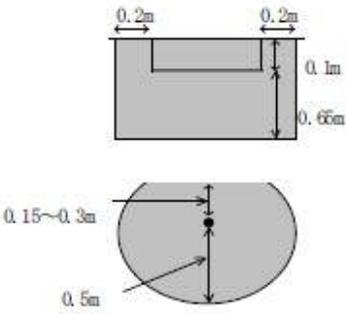
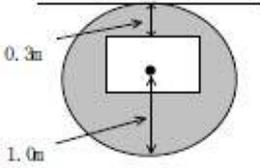
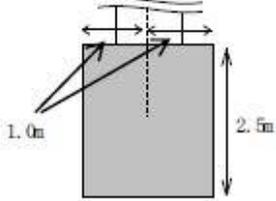
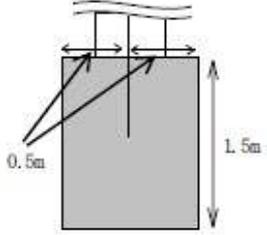
降 下 空 間

避難器具の種類	降 下 空 間	
<p>避難はしご (避難器具用ハッチに格納したものを除く。)</p>	<p>縦棒の中心線からそれぞれ外方向に(縦棒が1本のものについては、横棧の端からそれぞれ外方向) 0.2m 以上及び器具の前面から奥行0.65m 以上の角柱形の範囲</p>	
<p>避難はしご (避難器具用ハッチに格納したもの) 救助袋 (避難器具用ハッチに格納したもの)</p>	<p>ハッチの開口部から降着面等まで当該ハッチの開口部の面積以上を有する角柱形の範囲</p>	
<p>緩降機</p>	<p>器具を中心とした半径0.5mの円柱形に包含される範囲以上(他の緩降機と共用する場合にあつては、器具相互の中心を0.5mまで接近とすることができる。) ただし、0.1m以内の避難上支障のない場合若しくは0.1mを超える場合でもロープに損傷を与えない措置を講じた突起物は降下空間内に設けることができる。</p>	
<p>救助袋 (斜降式)</p>	<p>救助袋の下方及び側面の方向に対して上部にあつては25° 下部にあつては35° の右図の範囲内 ただし、防火対象物の側面に沿って降下する場合は0.3m(最上部は除く。)は、底等の突起物がある場合は突起物の先端から0.5m以上突起物が入口金具の下方3m以内の場合は0.3m以上とすること</p>	



<p>救助袋 (垂直式)</p>	<p>救助袋の中心から半径1 m以上の円柱形の範囲（他の避難器具と共用する場合には、器具相互の外面を1 mまで接近とすることができる。）ただし、救助袋と壁との間隔は0.3 m以上（底等の突起物がある場合には救助袋と突起物の先端との間隔は0.5 m以上（突起物が入口金具から下方3 m以内の場合には0.3 m以上））</p>	
<p>滑り台</p>	<p>滑り台の滑り面から上方に1 m以上及び滑り台の両端から外方向に0.2 m以上の範囲</p>	
<p>滑り棒 避難ロープ</p>	<p>器具を中心にした半径0.5 mの円柱形の範囲。ただし、避難ロープにあっては壁面に沿って降下する場合の壁面側に対しては、この限りではない</p>	
<p>避難橋 避難タラップ</p>	<p>避難橋又は避難タラップの踏面から上方2 m以上及び当該器具の最大幅以上</p>	

避 難 空 地

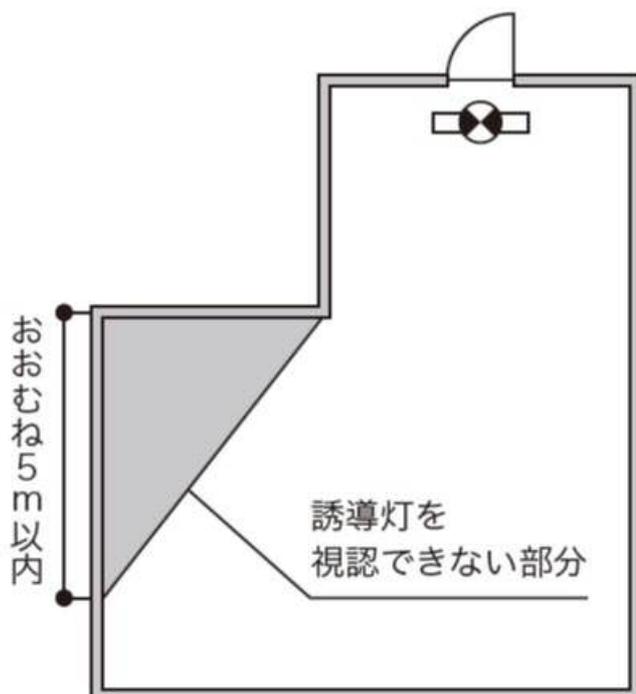
避難器具の種類	避 難 空 地	
避難はしご (避難器具用ハッチに格納したものを除く。) 緩降機	降下空間の水平投影面積以上の面積 (緩降機にあつては他の緩降機と避難空地共用する場合には、器具相互の中心を0.5mまで接近とすることができる。)	
避難はしご (避難器具用ハッチに格納されたもの) 救助袋 (避難器具用ハッチに格納されたもの)	降下空間の水平投影面積以上の面積	
救助袋 (垂直式)	降下空間の水平投影面積以上の面積 (他の避難器具と共用する場合には、器具相互の外を1mまで接近とすることができる。)	
救助袋 (斜降式)	展張した袋本体の下端から前方2.5m以上及び救助袋の中心線から左右にそれぞれ1.0m以上の範囲で囲まれた面積	
滑り台	滑り台の下部先端から前方1.5m以上及び滑り台の中心線から左右にそれぞれ0.5m以上の範囲で囲まれた面積	
滑り棒 避難ロープ 避難橋 避難用タラップ	避難上支障のない広さ	

避 難 通 路

避難器具の種類	避難通路
避難はしご 緩降機 救助袋 滑り台 滑り棒 避難ロープ 避難用タラップ	避難空地の最大幅員（1 mを超えるものにあつては、1 m）以上で、かつ、避難上の安全性が確保された通路
避難橋	避難空地から避難安全上な広場、道路等に通ずる避難上有効な通路

第10 誘導灯（誘導標識）

- 1 誘導灯の設置については、「誘導灯及び誘導標識に係る設置・維持ガイドラインについて」（平成11年消防予第245号）によること。
- 2 誘導灯の区分について
 - (1) 売り場面積1,000㎡以上の大規模小売店舗の売り場内に設ける避難口誘導灯は、A級を設置すること。★
 - (2) 政令別表第1(6)項に掲げる防火対象物には、B級以上の誘導灯を設置すること。★
- 3 設置要領
 - (1) 附室内に複数の出入口があり、避難口が判断できない場合は、当該附室内にも誘導灯を設置すること。
 - (2) 客席誘導灯は、客席内の通路の床面における水平面で0.2ルクス以上の照度を確保するものとし、客席の通路部分に有効に設置することができない場合は、非常用の照明装置を当該客席上部の天井面に設置することができるものとする。
 - (3) 容易に見とおし、かつ、識別することができるように設置すること。ただし、避難施設又は誘導灯が障害物により視認できない場合であっても、人が若干移動（おおむね5m以内）することにより避難施設又は誘導灯を視認できる場合は、この限りでない。



- 4 誘導灯の設置を要しない防火対象物及び防火対象物の部分については、次のとおりとする。

- (1) 無窓階と判定された常時人のいない倉庫等で、小規模（概ね100㎡程度）なもの。★
 - (2) 敷地の関係で無窓階と判定された共同住宅で、開放廊下に該当するもの。★
 - (3) 住宅の用に供する部分。★
 - (4) 無窓階と判定された15項であり、室内の見わたしができ、利用者が特定されている小規模（概ね50㎡程度）なもの。★
 - (5) 無窓階と判定された交番については、火災が発生した際も警察官であれば利用者の避難誘導等も問題がないため、誘導灯の設置は要しない。★
- 5 電源は専用回路とし、主電源の誘導灯の開閉器には、その旨を見やすい箇所に表示すること。★

6 誘導標識 ★

誘導標識については、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条の規定に基づき、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第26条第1項第四号の規定により、令別表第1（1）項から（16）項に掲げる防火対象物に誘導標識を設置することとされていますが、その設置の指導について、次のとおり統一することとする。

(1) 誘導標識設置要否の基本的な考え方

建築確認申請の消防同意時に誘導標識設置不要とされた非特定防火対象物については、増改築、間仕切り変更などにより、避難が困難と判断される場合を除き、引き続き設置を要しないこと。

(2) 上記(1)避難が困難と判断される場合の例

避難経路が複雑であり、その防火対象物に不慣れな者（従業員以外の者等）が避難する際において、避難方向を見失う可能性があるものと認められるもの。

(3) その他の留意事項

ア 現に存する防火対象物にあっても、当基準に従って取り扱うこととする。

イ 誘導標識に代えて、誘導灯が自主的に設置されている防火対象物にあつては、その設置について誘導標識の代替として設置義務があるものとして取り扱わないものとする。

第11 排煙設備

1 排煙設備の設置を要しない防火対象物の部分

- (1) 規則第29条第1号イに定める「直接外気に接する開口部」は、建具を有しない常時開放されたもので、煙及び熱の排出に有効で、かつ、屋外の安全な場所に排出することができる箇所に設置すること。
- (2) 規則第29条第2号に定める「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する部分」は、通常の使用形態において当該防火対象物の関係者以外の不特定の者が出入りしない部分とすること。

2 排煙口

次のいずれかに該当する場合は、令第32条を適用し、排煙口を設けないことができるものであること。★

- (1) 主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、耐火構造の壁又は床で区画され、かつ、開口部については、自動閉鎖装置付きの防火戸で区画され、さらに区画内の壁及び天井の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）を準不燃材料で仕上げたもので、次に掲げる部分
 - ア 非常電源を附置した換気設備の設けられている変電室、発電室その他これらに類する場所
 - イ 機械換気設備の機械室、ポンプ室、冷凍機械室、エレベーター機械室その他これらに類する室の用途に供されるもので、床面積が100㎡以下のもの
 - ウ 床面積が50㎡以下（スプリンクラー設備が技術上の基準に適合して設置されているものにあつては100㎡以下）のもの
- (2) 浴室、シャワー室、洗面所、便所その他これらに類する場所
- (3) 風除室、エレベーターの昇降路、リネンシュート、パイプダクトその他これらに類する場所
- (4) 階段室（消火活動拠点となる部分を除く。）、エスカレーターの防火区画となる部分
- (5) ガス系消火設備（全域放出方式で固定式のものに限る。）が技術上の基準に適合して設置されている場所
- (6) 室内に面する部分の仕上げを不燃材料で仕上げた冷凍室、冷蔵庫その他これらに類する場所
- (7) 発電機、変圧器その他これらに類する電気設備で、次のアからオに掲げるものを有する部分
 - ア 天井裏にケーブルを敷設しているものにあつては、当該ケーブルに延焼防止上有効な措置を施したものに限る。

- ア 密閉方式の電気設備（封じ切り方式又は窒素封入方式であって、内部に開閉接点を有しない構造のものに限る。）で絶縁劣化、アーク等による発火危険のおそれが少なく、かつ、当該電気設備の容量が15,000KVA未滿のもの
- イ 密閉方式のOFケーブル油槽
- ウ 1,000KVA未滿の容量の電気設備
- エ 「自家発電設備の基準」（昭和48年消防庁告示第1号）又は「キュービクル式非常電源専用受電設備の基準」（昭和50年消防庁告示第7号）に適合する構造のキュービクルに収容されている電気設備
- オ 発電機、変圧器のうち冷却又は絶縁のための油類（自己消火性のものを除く。）を使用せず、かつ、水素ガス等可燃性ガスを発生するおそれのないもの

第 1 2 連結送水管

1 送水口

- (1) 送水口のホース接続口の結合金具は、双口形で呼称 65 の差込式の受け口とすること。
- (2) 送水口の受け口には、容易に破壊できる保護板又は呼称 65 の差込式の差し口蓋（覆冠）等を設けること。
- (3) 送水口の設置場所は、原則として防火対象物の主たる出入口付近で、道路から容易に識別することができ、かつ、消防ポンプ自動車から有効に送水可能な場所とすること。★

2 放水口

- (1) ホース接続口の結合金具は、呼称 65 の差込口とすること。ただし、マルチ金具を使用する場合又は、双口型のホース接続口を呼称 50 及び 65 の差込口にする場合にあつては、この限りでない。★
- (2) 放水口は、直通階段、特別避難階段の附室、非常用エレベーターの昇降ロビー又は階段の出入口から容易に識別することができる概ね 5 m 以内の位置に設けること。★
- (3) 放水口は、原則として各階の同一垂直線上に設け、放水口のホース接続口は前面を向けること。★
- (4) 放水口は、放水口格納箱に設けるものとし、第 2 屋内消火栓設備 6 (3) に準ずるとともに、ハンドルの向きは上向きとすること。★
- (5) 放水口格納箱は、第 2 屋内消火栓設備 6 (4) ウからオに準ずること。なお、同格納箱は屋内消火栓箱と兼用することができるものとする。★

3 配管等

配管等は、第 2 屋内消火栓設備 4 (1)、(3)から(7)、(10)から(12)、(14)及び(18)に準ずるほか、次によること。

- (1) 放水口のたて系統ごとに、配管口径 100A 以上の立上がり管を設けること。また、一の防火対象物に 2 以上の立上がり管を設けるときは、それぞれの立上がり管の低層階部分で配管口径 100A 以上の横引管で接続すること。★
- (2) 配管は、高架水槽又は補助高架水槽に連結し、常時充水すること。★
- (3) 送水口の直近には、逆止弁（送水口側）及び仕切弁（放水口側）を容易に操作できる場所に設けること。★
- (4) 配管の最下部には、排水弁を設けること。ただし、配管の最下部に放水口等を設けた場合で、当該放水口等から有効に排水できる場合にあつては、この限りでない。★
- (5) 配管の材質、管継手及びバルブ類は、省令第 3 1 条第 5 号ロ、ハ及びニによること。

なお、財団法人日本消防設備安全センター等の評定品は、評定報告書記載の付帯条件の範囲内で使用する場合にあっては、同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして取り扱って差し支えないものであること。

4 表示

- (1) 送水口には、その直近の見やすい箇所に、赤地に白文字又は白地に赤文字で「送水口（連結送水管専用）」又は「送水口（消防隊専用）」の表示をすること。★
- (2) 放水口格納箱には、「放水口（消防隊専用）」の表示を設けること。ただし、放水口を屋内消火栓箱内に設置するものにあつては、屋内消火栓箱に「放水口」の表示を併記すること。
★
- (3) 放水口格納箱の上部には赤色の灯火を、省令第12条第1項第3号口の規定に準じて設けること。ただし、放水口を屋内消火栓設備用又は非常警報設備用等の赤色の灯火が付近に設けられている場合は、兼用することができるものとする。★
- (4) 送水口の直近には、20 cm×20 cm以上の大きさの「放水口位置案内図（建物平面図に放水口、送水口、逆止弁及び仕切弁の位置を記入した標識板）」を設けること。★

なお、配管に JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）に適合する管のうち、呼び厚さでスケジュール 40 以上のものを使用し、かつ、管継手及びバルブ類に JIS に定める呼び圧力 16K 以上のものを使用した場合には、「高圧型」と併記すること。★

5 ホース格納箱

11 階以上の部分に設ける放水口には、次により放水用器具を設けること。

- (1) 11 階以上の各階には、長さ 20m のホース 2 本以上、筒先 1 本以上及び 65×50 の媒接金具（マルチ金具を使用する場合又は、双口型のホース接続口を呼称 50 及び 65 の差込口にする場合を除く。）1 個以上を放水用器具格納箱（以下「ホース格納箱」という。）に収納して設けること。★
 - (2) ホースは、次によること。
 - ア ホースは、消防用ホースの技術上の規格を定める省令の呼称 50 に係る規定に適合したものであること。★
 - イ ホースの両端には、消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令の規定に適合した呼称 50 の差込式結合金具を取り付けたものであること。★
 - ウ ホースは二重巻の状態に収納すること。★
 - (3) 筒先は、次によること。
 - ア 筒先は、原則として噴霧切替式のものとする。★

イ 筒先は、認定品とすること。★

ウ 結合金具は、呼称 50 の差込式の受け口とすること。★

(4) ホース格納箱は、放水口格納箱と兼用とすること。ただし、放水口の直近に設ける場合は、この限りでない。★

(5) ホース格納箱は、第 2 屋内消火栓設備 6 (4) ウからオに準ずること。

第13 非常電源

1 非常電源の設置種別

非常電源の種別は、消防用設備等の種別に応じ次の表によるものとする。

消防用設備等		非常電源の種別	使用時間
屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 水噴霧消火設備 泡消火設備 屋外消火栓設備		非常電源専用受電設備（注1に掲げる防火対象物を除く。）、自家発電設備又は蓄電池設備	30分以上
不活性ガス消火設備（移動式を除く） ハロゲン化物消火設備（移動式を除く） 粉末消火設備（移動式を除く）		自家発電設備又は蓄電池設備	60分以上
自動火災報知設備 非常警報設備 （非常ベル、自動式サイレン、放送設備）		非常電源専用受電設備（注1に掲げる防火対象物を除く。）又は蓄電池設備	10分以上
ガス漏れ火災警報設備		自家発電設備（注2）又は蓄電池設備	10分以上
誘導灯	消防庁長官が定める要件に該当する防火対象物（注3）の避難口等（注4）に設置するもの	蓄電池設備（20分を超える時間における作動に係る容量にあっては、自家発電設備によるものを含む。）	60分以上
	その他のもの	蓄電池設備	20分以上
排煙設備 非常コンセント設備		非常電源専用受電設備（注1に掲げる防火対象物を除く。）、自家発電設備又は蓄電池設備	30分以上
連結送水管の加圧送水装置		非常電源専用受電設備（注1に掲げる防火対象物を除く。）、自家発電設備又は蓄電池設備	120分以上
無線通信補助設備		非常電源専用受電設備（注1に掲げる防火対象物を除く。）又は蓄電池設備	30分以上

注1 延べ面積1,000㎡以上の特定防火対象物

注2 2回線を1分間有効に作動させ、同時にその回線を1分間監視状態にすることができる容量以上の容量を有する予備電源又は蓄電池設備を設けているものに限る。

注3 誘導灯及び誘導標識の基準（平成11年消防庁告示第2号）第3に掲げる防火対象物

注4 省令第28条の3第4項第10号かっこ書きに掲げる避難口、廊下及び通路並びに直通階段

2 非常電源専用受電設備

(1) 非常電源専用受電設備の構造及び性能等は、次によること。

ア 高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備（以下「高圧受電設備」という。）は、キュービクル式非常電源専用受電設備の基準（昭和50年消防庁告示第7号。以下「告示7号」という。）によるほか、次によること。

なお、高圧受電設備が認定品の場合にあっては、これらの基準に適合しているものとして取り扱って差し支えないものであること。

(イ) 非常電源回路には、各消防用設備専用の配線用遮断器を設けること。

(ロ) キュービクル式（高圧又は特別高圧の受電設備として使用する機器一式を外箱に納めたもので受電箱（電力需給用計器用変成器、主遮断装置など主として受電用機器一式を収納したもの）及び配電箱（変圧器、高圧配電盤、高圧進相コンデンサー、直列リアクトル、低圧配電盤などを収納したもの）で構成されるもの）のもので検針窓又は計器窓を設ける場合は、次によること。

a ガラス窓を設ける場合にあっては、金属製の網入りガラス（厚さ6.8mm以上）又はこれと同等以上の機械的強度及び防火性能を有するものを用いること。

b 金属製の網入りガラスは、上下左右を金具で固定し、火にあぶられても落下しない構造とすること。

c 金属製の網入りガラスに防水処置が必要な場合に限り、パテ及びゴムを使用することができるものとする。

(ハ) 非常電源と非常電源以外の電源（以下「一般負荷」という。）を共用するものは、非常電源回路（非常電源回路に用いる配線用遮断器から電線引出し口までの間）を、厚さ1.6mm以上の鋼板又はこれと同等以上の厚さ及び強度を有する不燃材料（以下「耐火鋼板等」という。）で区画すること。

ただし、上下左右の方向に150mm以上非常電源回路以外の配線用遮断器、その他の機器及び配線と隔離する場合は、この限りでない。

イ 低圧で受電する非常電源専用受電設備の配電盤及び分電盤（以下「配電盤等」という。）は、配電盤及び分電盤の基準（昭和56年消防庁告示第10号。以下「配電盤等の基準」という。）及びア(イ)によるほか、次によること。

なお、配電盤等が認定品の場合にあっては、これらの基準に適合しているものとして取り扱って差し支えないものであること。

(ニ) 非常電源と一般負荷を共有するものは、非常電源回路の開閉器、過電流遮断器及びその他の配線機器並びに配線と、一般負荷回路の開閉器、過電流遮断器及びその他の配線機器並びに配線を、耐火鋼板等で区画すること。

(イ) 非常電源回路の動力用主回路には、ヒューズを使用しないこと。

(ロ) 非常電源回路には、原則として主幹開閉器を設けないこと。

ウ 非常電源回路の遮断器は、停電時に連動遮断しないこと。

エ 非常電源回路には、漏電遮断機能を有するものは取り付けないこと。

オ 非常電源回路の開閉器、過電流遮断器及びその他の配線機器で操作することができるものは、当該消防用設備用である旨の表示をすること。

カ 地震等の振動による影響を受けるおそれが少ないように、床及び壁等に堅固に固定すること。

(2) 非常電源専用受電設備の設置場所は、次によること。

ア 屋内に設置する場合は、次に定める場所に設置すること。

(イ) キュービクル式の高圧受電設備のうち認定品又は告示7号に適合するもの（以下「認定キュービクル等」という。）にあつては、不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合は、屋根）で区画（以下「不燃区画」という。）された変電設備室、発電設備室、機械室（ボイラー等火災発生のおそれがある設備又は機器が設置されているものを除く。以下「機械室」について同じ。）又はポンプ室等に設置すること。

(ロ) (イ)に掲げるもの以外の高圧受電設備は、不燃区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設けた電気設備専用室（以下「不燃専用電気室」という。）に設置すること。

(ハ) 配電盤等を設ける場合は、配電盤等の基準に規定する第一種配電盤又は第一種分電盤（以下「一種配電盤等」という。）とすること。ただし、次に掲げる場所に設置する場合は、この限りでない。

a 不燃専用電気室内に設置する場合

b 配電盤等の基準に規定する第二種配電盤又は第二種分電盤（以下「二種配電盤等」という。）を、不燃区画された変電設備室、発電設備室、機械室又はポンプ室等に設置する場合

c 二種配電盤等を周壁、床及び天井を耐火構造とし、開口部に防火戸を設けたパイプシャフト（空調ダクト等の設けられていないものに限る。）に設置する場合

イ 屋外又は屋上（主要構造部を耐火構造とした場合に限る。）に設置する場合は、次に定める場所に設置すること。

(イ) 高圧受電設備を設ける場合は、隣接する建築物及び工作物（以下「建築物等」という。）、隣地境界並びに当該建築物等の外壁等から3m（認定キュービクル等の場合は1m）以上の空間を有する場所に設置すること。ただし、次に掲げる場合にあつては、この限りでない。

- a 隣接する建築物等及び当該建築物等の外壁等が不燃材料で造られ、若しくはおおわれ、かつ、当該設備から3 m以内（認定キュービクル等の場合は1 m）に開口部のない場合、若しくは開口部に防火戸を設けた場所に設置する場合
 - b 不燃材料で造られた高さ2 m以上の塀等により、火災の影響を受けないよう有効な防護措置を講じた場合★
- (イ) 配電盤等を設ける場合は、一種配電盤等とすること。ただし、次に掲げる場合にあっては、この限りでない。
- a 屋上に設ける場合
 - (a) 隣接する建築物等及び隣地境界並びに当該建築物等の外壁等から3 m以上の空間を有する場所に設置する場合
 - (b) 隣接する建築物等及び当該建築物等の外壁等が不燃材料で造られ、若しくはおおわれ、かつ、当該設備から3 m以内に開口部のない場合、若しくは開口部に防火戸を設けた場所に設置する場合
 - b 建築物等の外壁に設置する場合 ★
 - 隣接する建築物等及び隣地境界から3 m以上の空間を有する場所又は不燃材料で造られた塀等により、隣接する建築物等から火災の影響を受けないよう有効な防護措置を講じたもので、次の(a)又は(b)に掲げる場合
 - (a) 建築物等の外壁が不燃材料で造られ、若しくはおおわれている場合、又は耐火構造とした建築物等の外壁等又は開放廊下の壁面で、開口部（防火戸が設けられている場合に限る。）から1 m以上の距離（開口部の上方を除く。）に二種配電盤等を設置する場合
 - (b) 耐火構造の外壁のうち、開口部から3 m以上の離隔距離がある場合
 - c 屋外に設ける場合
 - 隣接する建築物等及び隣地境界並びに当該建築物等の外壁等から3 m以上の空間を有する場所に設置する場合
 - ただし、不燃材料で造られた塀（塀は配電盤等より高くすること。）等により、火災の影響を受けないよう有効な防護措置を講じた場合にあっては、3 m未満とすることができる。
 - ウ その他ア及びイに定めるものと同様以上と認められる防火措置を講じた場合
 - エ 雨水等により機能に障害を生じるおそれのない場所とすること。ただし、有効な防水措置を講じた構造とした場合（屋外設置型を含む。）は、この限りでない。
- (3) 非常電源回路の保護は、次によること。
- ア 耐火保護を要する範囲は、当該消防用設備等の設置されている建築物等に引込む第1

支持点又は保安上の責任分界点（電力会社との責任を分岐する境界点）以後の部分とすること。なお、電力会社の開閉器及び変圧器等が敷地内に設置してある場合は、開閉器及び変圧器等の二次側が保安上の責任分界点となるか確認して範囲を決定すること。★ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

(7) 耐火配線の基準（平成9年消防庁告示第10号）に適合する電線（以下「耐火電線」という。）又はMIケーブル

(イ) 地中埋設配線（地中からの立上げ点以降を除く）

(ウ) (2) ア(ウ) a から c 及び(2) イ(イ) a から c に掲げる場所に設置するもの。ただし、「二種配電盤等」とあるのは「耐火鋼板等で作られた箱（のぞき窓を有する場合は、(1) ア(イ)に準ずること。）に収納する積算電力量計及び電流制限器」と読み替えること。

(エ) その他(ア)から(ウ)までに定めるものと同様以上の耐火性能を有すると認められる場所又は配線機器等及び配線

(オ) 高圧受電設備

イ 非常電源専用受電設備に係る引込線及びその支持点は、火災による影響を受けるおそれの少ない位置（外壁等が不燃材料で造られ、若しくはおおわれ、かつ、引込線支持点から3m以内の距離の下部に開口部を有しない場所等をいう。）又は有効な防護措置をすること。ただし、引込線に耐火配線又はMIケーブルを用いた場合は、この限りでない。

(4) 非常電源専用受電設備の周囲には、容易に操作及び点検等を行うことができるよう、別表1に定める数値以上の保有距離を確保すること。★

3 自家発電設備

(1) 自家発電設備の構造及び性能は、2(1)ウからカによるほか、次によること。

ア 非常電源として使用する自家発電設備は、自家発電設備の基準（昭和48年消防庁告示第1号。以下「告示1号」という。）によること。

イ 自家発電設備の出力は、次によること。

(7) 自家発電設備は、原則として防火対象物ごとに設置すること。ただし、同一敷地内に複数の防火対象物がある場合、複数の防火対象物の消防用設備等に対し、1台の自家発電設備から電力を供給する場合にあつては、防火対象物ごとに非常電源の負荷回路の総容量を計算し、最大となる総容量以上の出力とすること。

(イ) 一の防火対象物に2以上の消防用設備等が設置されている場合は、原則として消防用設備等を同時に始動し、かつ、同時に使用することができる出力とすること。ただ

し、2以上の消防用設備等が同時に始動した場合において、逐次5秒以内（すべての非常電源回路に送電するまでに要する時間は40秒以内とすること。）に消防用設備等に電力を供給できる装置を設けた場合又は消防用設備等の種別若しくは組み合わせにより同時始動若しくは同時使用がない場合は、瞬時全負荷投入した場合における出力としないことができるものであること。★

(7) 電力を常時供給する自家発電設備（以下「常用防災兼用自家発電設備」という。）を設置する場合は、消防用設備等を有効に作動させることができる電力を供給できる発電装置（原動機と発電機を結合したもの）を2台以上設置し、1台が点検等により停止中であっても他の発電装置により消防用設備等に必要な電力の供給ができるものであること。

(エ) 自家発電設備に非常電源回路と一般負荷回路が自家発電設備の出力を超えて接続される場合は、火災が発生していない場合に限り、消防用設備等の制御電源以外の全ての出力を一般負荷回路に送電しても差し支えないものとする。ただし、火災が発生した場合は、次により非常電源回路に送電すること。

a 火災が発生した場合は、火災が発生した旨等の信号（以下「切替信号」という。）により、自動的に消防用設備等に必要な電力以上の一般負荷回路を切り離し非常電源回路に送電すること。この場合、遮断に要する電源は蓄電池設備とすること。ただし、当該自家発電設備からの電源により自動的に遮断できるものにあつては、この限りでない。

b 一般負荷回路の切り離しから、非常電源回路に送電するまでに要する時間は40秒以内とすること。★

c 切替信号は、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、泡消火設備又は排煙設備の起動信号等によること。★

(オ) 自家発電設備に必要とされている出力の算定にあたっては、「消防用設備等の非常電源として用いる自家発電設備の出力の算定について」（昭和63年消防予第100号）の通知に基づき算定すること。さらに、この結果に基づき、適切な発電機及び原動機を選定し、当該組み合わせによる発電機出力を自家発電設備の出力とする。

なお、上記算定結果を工事計画届等に添付するものとする。★

ウ 常用電源が停電した場合の自家発電設備からの送電は、次によること。

(7) 常用防災兼用自家発電以外の自家発電設備

a 常用電源が停電した場合は、自動的に電圧確立、投入及び送電できるとともに、常用電源が復電した後は、自動的に停止し待機状態となること。ただし、当該自家発電設備を容易に操作できる者がいる防火対象物にあつては、この限りでない。★

b 自家発電設備にかかる非常電源回路と一般負荷回路は、自動的に切り離すことができること。ただし、一般負荷回路側において非常電源回路を自動的に切り離すことができる場合にあつては、この限りでない。

(イ) 常用防災兼用自家発電設備にあつては、イ(エ) a に定める例によること。

エ 常用防災兼用自家発電設備にあつては、電力を常時供給するための燃料（以下「常用燃料」という。）が断たれたとき、次により自動的に非常用の燃料（以下「予備燃料」という。）を供給すること。ただし、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第9号に規定するガス事業者（以下「ガス事業者」という。）により、安定して供給される場合にあつては、この限りでない。

(ア) 予備燃料への切り替えにあつては、常用防災兼用自家発電設備が運転中又は停止中にかかわらず、常用燃料の供給が断たれたときに自動的に予備燃料に切り替わること。

(イ) 予備燃料に切り替える場合に常用防災兼用自家発電設備の非常電源回路への送電を遮断するものは、40秒以内に自動的に消防用設備等の非常電源回路へ送電できること。

オ 自家発電設備の運転にかかる異常・故障等の警報信号及び起動信号を表示するための警報装置を、防災センター等へ設けること。また、警報装置の電源は、4に定める蓄電池設備（当該自家発電設備に設けられるものを含む。）から供給すること。

カ 気体燃料を使用する自家発電設備（常用燃料を含む。）には、ガス漏れ火災警報設備を設置すること。

キ 原動機は内燃機関（ディーゼルエンジン、ガソリンエンジン及びガスエンジン）又はガスタービンとするとともに、原動機の始動に蓄電池設備を使用するものは、外気温等により始動性能が低下しないように設置すること。

ク 自家発電設備は認定品とすること。なお、やむをえず認定品以外のものを設置する場合にあつては、告示1号に適合することが明示（性能、諸元データ等）されているものとすること。★

(2) 自家発電設備の設置場所は、2(2)の例によること。ただし、「非常電源専用受電設備」及び「高圧受電設備」とあるのは「自家発電設備」と、「告示7号」とあるのは「告示1号」と、「認定キュービクル等」とあるのは「認定自家発電設備等」と読み替えること。

(3) 非常電源回路の保護は、次によること。

ア 耐火保護を要する範囲は、自家発電設備の接続端子以後の部分とすること。ただし、2(3)ア(ア)から(オ)に掲げるものにあつては、この限りでない。

イ 非常電源の切替装置、変圧器及びその他送電に必要な機器を自家発電設備（室）に設けない場合は、2に定める非常電源専用受電設備に設けること。

- (4) 自家発電設備の周囲には、容易に操作及び点検等を行うことができるよう、別表2に定める数値以上の保有距離を確保すること。ただし、冷却装置にラジエーターを使用する内燃機関にあつては、当該ラジエーターの吹き出し面（ラジエーターに屋外に通じる誘導ダクト等を設けた場合には、当該ダクトの吹き出し面をいう。）から1 m以上の保有距離を確保すること。
- (5) 冷却装置は、次に定めるところによること。
- ア ガスタービンを使用する場合は、換気設備を設置すること。
- イ 内燃機関でラジエーター式のものにあつては、当該ラジエーターの通風経路には、冷却効果に障害となるようなものを設けないこと。
- ウ 内燃機関でラジエーター式以外のものにあつては、次のいずれかにより自家発電設備を省令で規定する各消防用設備等の作動時間以上有効に運転することができること。
- (ア) 自家発電設備の直近に専用の冷却水槽を設けるもの
- (イ) 専用の冷却塔又は専用の冷却水槽から専用ポンプにより冷却水を循環させるもの
- (ロ) 専用の高架水槽から冷却水を供給するもの
- (エ) 冷却水槽を他の設備と共有するもので、冷却水槽に水位検出装置等を設け、他の設備の給水を停止等することにより、当該設備に必要な冷却水を供給するもの
- (オ) その他(ア)から(エ)までに定める方法と同等以上の信頼性があると認められるもの
- エ ウに掲げる方法において、減圧水槽を設ける場合は、当該自家発電設備の直近に専用のものを設けること。
- オ 冷却装置にポンプ等を用いるものは、当該自家発電設備の運転に伴い自動的に電源が供給できるものとし、その電源回路は非常電源回路とすること。
- カ 冷却水にかかる配管は金属管とし、有効な防震措置が講じられていること。
- キ 内燃機関に冷却水を供給する配管の開閉弁には、みだりに閉鎖することができないよう保護措置をすること。
- ク 冷却水にかかる各水槽は、2(2) ア(ア)又は(イ)並びに2(2) イ(ア)に定める位置に設けるものを除き、不燃材料とすること。
- ケ 冷却水槽には、冷却水が必要量の2分の1以上減水した場合、防災センター等へ警報を発すること。
- (6) 原動機の燃料は、液体燃料又は気体燃料とするとともに、燃料の設置等については、法又は高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）等によるほか、次によること。
- ア 液体燃料の場合
- (ア) 燃料タンクは、地震等による影響を受けるおそれが少ないように堅固な架台等の上に固定すること。

- (イ) サービスタンクを設ける場合は、運転に必要とする量を自動的に補給することができるものとする。なお、補給にポンプ等を用いるものは、当該自家発電設備の運転に伴い自動的に電源が供給できるものとし、その電源回路は非常電源回路とすること。
- (ロ) 自動補給する方式のものは、当該燃料タンクが自家発電設備を省令で規定する各消防設備等の作動時間以上運転することができる量未満になったとき補給ポンプが自動的に作動すること。ただし、定期的な点検が有効に行われるもの、若しくは、防災センター等へ減量警報を発する装置を設けるものにあつては、この限りでない。
- (ハ) (イ)又は(ロ)の燃料タンクには、残量が容易に確認できる油量計を設けること。

イ 気体燃料の場合

- (ア) 燃料は、原則として屋外（地上に限る。）に設置すること。ただし、屋外に設置できない場合にあつては、31m又は10階以下の建築物の屋上に設置できるものとする。
 - なお、社団法人日本内燃力発電設備協会が告示1号に適合している旨の評価を受けたガス導管で接続する場合にあつては、燃料を設置しないことができるものとする。
 - a 屋外に燃料を設置する場合は、次によること。
 - (a) 通風のよい場所に貯蔵すること。
 - (b) 容器置場には、充てん容器の温度が常に40℃以下となるような措置を講じること。
 - (c) 容器置場の周囲2m以内においては、火気の使用を禁じるとともに、引火性又は発火性のものを置かないこと。ただし、容器置場に高さ2m以上の障壁（厚さ90mm以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度及び耐熱性を有する構造とすること。）を設けた場合は、この限りでない。
 - (d) 容器置場には、消火器を設置すること。
 - (e) 容器場所には、「非常用自家発電設備燃料置場」、「立入禁止」及び「火気厳禁」の表示を掲げること。
 - (f) 容器は、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止するため、容器立てに十分な強度を有する鉄製のバンド等で固定すること。
 - (g) 貯蔵設備には、当該設備内の圧力が許容圧力を超えた場合に、直ちにその圧力を許容圧力以下にもどすことができる安全装置を設置すること。
 - b 屋上に燃料を設置する場合は、aによるほか次によること。
 - (a) L P Gの貯蔵量は1,000 kg未満、C N Gの貯蔵量にあつては300 m³未満とすること。
 - (b) L P Gを設置した場合にあつては、漏洩ガスが屋上出入口から建物内に流入し

ないよう、容器置場から水平距離（高さ2 m以上の耐火構造の壁がある場合は迂回水平距離とする。）8 m以内にある開口部は、常時閉鎖式の防火戸とすること。

4 蓄電池設備

(1) 蓄電池設備の構造及び性能等は、2(1) ウからカによるほか、次によること。

ア 非常電源として使用する蓄電池設備は、蓄電池設備の基準（昭和48年消防庁告示第2号。以下「告示2号」という。）によること。

イ 蓄電池設備の容量は、次によること。

(ア) 同一敷地内に複数の対象物がある場合は、3(1) イ(ア)によること。

(イ) 一の防火対象物で2以上の消防用設備等に供給する場合の容量は、当該消防用設備等の容量の合算値とすること。

(ロ) 蓄電池容量は、充電が完了した蓄電池を当該蓄電池設備にかかる負荷設備を動作させ、蓄電池電圧が公称電圧の80%になるまで放電した後、24時間充電を行い、その後充電を行うことなく消防用設備等が規定の时分以上有効に動作できるものであること。★

ウ 蓄電池設備は認定品とすること。なお、やむをえず認定品以外のものを設置する場合にあつては、告示2号に適合することが明示（性能、諸元データ等）されているものとする。★

(2) 蓄電池設備の設置場所は、2(2) の例によること。ただし、「非常電源専用受電設備」及び「高圧受電設備」とあるのは「蓄電池設備」と、「告示7号」とあるのは「告示2号」と、「認定キュービクル等」とあるのは「認定蓄電池設備等」と読み替えること。

(3) 非常電源回路の保護は、次によること。

ア 耐火保護を要する範囲は、蓄電池設備の接続端子以後の部分とすること。ただし、2(3) ア(ア)から(オ)に掲げるもの及び消防用設備等の受信盤又は制御盤等に組み込まれたものにあつては、この限りでない。

イ 非常電源の切替装置、変圧器及びその他送電に必要な機器を蓄電池設備に設けない場合は、2に定める非常電源専用受電設備に設けること。

(4) 蓄電池設備の周囲には、容易に操作及び点検等を行うことができるよう、別表3に定める数値以上の保有距離を確保すること。

(5) 蓄電池設備に減液警報装置が設けられているものは、容易に人が確認することができるものを除き、防災センター等へ警報を発すること。★

別表1 非常電源専用受電設備の保有距離

[単位：m]

保有距離を確保しなければならぬ部分 機器名	操作面 (前面)	点検面	換気面	その他の面	相対する面				発電設備又は蓄電池設備			
					操作面	点検面	換気面	その他の面	キュービクル式のもの	キュービクル式以外のもの		
キュービクル式のもの	1.0	0.6	0.2	0	1.2	1.0	0.2	0.2	0	1.0		
キュービクル 閉鎖型のもの			0.6	0.2					1.0	—		
キュービクル 式以外のもの オープン式のもの			0.8						3.0	—		
一種配電盤等		0.6 ※	—	—					—	—	—	—
二種配電盤等			—	—					—	—	—	—
上記以外の配電盤等	—		—	—	—	—	—	—				

(注) ※：点検に支障とならない部分については、この限りでない。

備考：欄中—は、保有距離の規定が適用されていないものを示す。

別表2 自家発電設備の保有距離

[単位：m]

保有距離を確保しなければならぬ部分 機器名	操作面 (前面)	点検面	換気面	その他の面	周囲	相互間	相対する面				発電設備又は蓄電池設備	
							操作面	点検面	換気面	その他の面	キュービクル式のもの	キュービクル式以外のもの
キュービクル式のもの	1.0	0.6	0.2	0	—	—	—	—	—	0	1.0	
キュービクル式以外のもの	自家発電装置 ※1	—	—	—	0.6	1.0	1.2	1.0	0.2	0	1.0	—
	制御装置	1.0	0.6	0.2	0	—	—	—	—	—	—	—
	燃料タンクと原動機	—	—	—	—	—	0.6 ※	—	—	—	—	—

(注) ※1：自家発電装置（発電機と原動機とを連結したものをいう。）には、エンクロージャー式（キュービクル式以外で、騒音防止・防塵等の目的のために覆いをかけたもの）のものも含む。

※2：予熱する方式の原動機にあつては、2.0mとすること。（ただし、燃料タンクと原動機の間には不燃材料で造った防火上有効な遮へい物を設けた場合を除く。）

備考：欄中—は、保有距離の規定が適用されていないものを示す。

別表3 蓄電池設備の保有距離

[単位：m]

保有距離を確保 しなければならない部分 機器名		操作 面 (前面)	点 検 面	換 気 面	そ の 他 の 面	周 囲	列 の 相 互 間	相 対 す る 面				発電設備又は 蓄電池設備	
								操 作 面	点 検 面	換 気 面	そ の 他 の 面	キュー ビクル 式のも の	キュー ビクル 式以外 のもの
キュービクル式のもの		1.0	0.6	0.2	0	—	—	1.2	1.0	0.2	0	0	1.0
キュービクル 式以外のもの	蓄電池	—	0.6	—	0.1	—	0.6 ※	—	—	—	—	—	—
	充電装置	1.0	0.6	0.2	0	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) ※：架台等を設けることによりそれらの高さが1.6mを超える場合にあっては、1.0m以上離れていること。

備考：欄中—は、保有距離の規定が適用されていないものを示す。

附 則

第1 この基準は、令和6年3月31日から施行する。

第2 この基準の施行の日において、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転若しくは模様替えの工事中の防火対象物については、なお従前の例によるものとする。

ただし、増築、改築、移転若しくは模様替えの工事等の機会をとらえて、この基準に適合するように指導されたい。